

砥 部 町 議 会  
令 和 7 年 第 4 回 定 例 会  
会 議 録

## 令和7年第4回砥部町議会定例会（第1日）会議録

招集年月日	令和7年12月4日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和7年12月4日 午前9時30分 議長宣告		
出席議員	1 番 大平将司 4 番 高橋久美 7 番 柿本 正 10 番 小西昌博 13 番 佐々木隆雄	2 番 木下いずみ 5 番 日野恵司 8 番 東 勝一 11 番 佐々木公博 14 番 西岡利昌	3 番 佐野沙知 6 番 木下敬二郎 9 番 原田公夫 12 番 松崎浩司 15 番 三谷喜好
欠席議員	なし		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 古谷崇洋 教育長 大江章吾 企画財政課長 小中 学 商工観光課長 森本克也 保険健康課長 岩田恵子 子育て支援課長 堀潤一郎 農林課長 池田晃一 上下水道課長 松田博之 学校教育課長 伊達定真	副町長 門田敬三 総務課長 松田 勲 地域振興課長 善家孝介 税務課長 佐々木毅 介護福祉課長 白形大伸 建設課長 門田 作 町民課長 土居 透 会計管理者 古川雅志 社会教育課長 山本勝彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 藤田泰宏 専門員兼庶務係長 酒井英生		
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 12 番 松崎浩司 13 番 佐々木隆雄		
傍 聴 者	35 人		

令和7年第4回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

・散 会

## 令和7年第4回砥部町議会定例会

令和7年12月4日（木）

午前9時30分開会

○議長（東勝一） ただいまから、令和7年第4回砥部町議会定例会を開会します。  
町長から招集の挨拶があります。古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 令和7年第4回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、年末を迎え、公私とも何かとお忙しい中、町政運営に関わる重要案件を御審議賜り、厚く御礼を申し上げます。まず初めに、本町の貴重な観光資源でもある砥部焼の原料問題について、議員、住民の皆様をはじめ、事業者また全国の砥部焼ファンの方々に御心配をいただいているものと思います。国の伝統的工芸品であり、まちづくりの根幹を担う砥部焼の存続に関わる事態に、私も憂慮をいたしておりましたが、砥部焼協同組合の皆さんの覚悟と、迅速な判断のもと、事業継承に向けて現在動かれていますことは、大きな前進であるというふうに考えております。現在も、関係者間で協議を行っております。本件については、今定例会でも複数の一般質問を受けており、後ほど答弁させていただきますが、採掘再開、生産の長期的な安定に向け、町としてもバックアップしてまいります。さて、国政においては、高市総理が高い支持率を得ておりますが、台湾有事をめぐる国会答弁に端を発し、中国との間で緊張が高まっております。その影響は、経済、観光、文化交流にまで波及しており、両国の国民感情の悪化も懸念されるところでございます。そのような状況下ではございますが、先月末、台湾において、砥部焼と鶯歌焼の合同展が開催されており、私も招待を受けた縁もあり、オープニングセレモニーに参加をさせていただきました。鶯歌区との国際交流覚書に基づく工芸交流の一環で、本町からは池田富士夫氏の作品が展覧されております。こういった日本と台湾の陶芸の交流を契機に、本町と鶯歌区との交流を進化させていくことが、国際平和の一助になることを願っております。それでは、本定例会に提案させていただきます議案につきまして申し上げます。条例の制定及び一部改正に関する議案が10件、令和7年度補正予算に関する議案が7件となっております。詳細につきましては、議案審議の場で御説明させていただきますので、御議決賜りますようお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東勝一） これから、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番松崎浩司議員、13番佐々木隆雄議員を指名します。

~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（東勝一） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る11月27日開催の議会運営委員会において、本日から12日までの9日間としております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12日までの9日間に決定しました。



### 日程第3 諸般の報告

○議長（東勝一） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、御報告します。次に、監査委員より、10月末日の例月現金出納検査について、良好であった旨の報告がありました。次に、議員派遣の結果について御報告します。10月8日に松山市で開催された、第63回四国地区町村議会議長会研修会に、15名の議員を派遣し、政治ジャーナリストの青山和弘氏並びに立命館大学客員研究員の三宅民夫氏の講演を聴講しました。11月4日、中央公民館において、女性団体連絡協議会の皆様と議会とまちづくりを語る会を開催し、わたくし、小西昌博議員、松崎浩司議員、佐々木公博議員、柿本正義議員、高橋久美議員、佐野沙知議員、原田公夫議員、三谷喜好議員、以上の9名が出席しました。当日は、14名の皆様の御参加をいただき、有意義な意見交換を行うことができました。以上で諸般の報告を終わります。



### 日程第4 行政報告

○議長（東勝一） 日程第4、行政報告を行います。本件については、主要な事項について報告を求めます。門田副町長。

○副町長（門田敬三） 令和7年9月議会後からの行政報告を行います。総務課。（1）10月14日、高尾田地区で建物火災が発生し、消防団員26人が消火活動のために出動しました。被害状況は表のとおりです。（2）10月28日、神奈川県横浜市で全国女性消防操法大会が開催され、愛媛県代表として第6分団が出場し、44チーム中15位の成績を収めました。企画財政課。（1）9月1日から11月4日までの落札の状況です。入札件数11件、設計総額1億5,203万3,000円、落札総額1億2,360万円、落札率81.3%、内訳は表のとおりです。（2）11月18日、一般社団法人熱意ある地方創生ベンチャー連合と包括的連携協定を締結しました。これにより、地域課題に応じたベンチャー企業等の紹介や交流イベントなどを開催し、課題解決を図っていきます。次のページをお願いします。地域振興課。9月29日、株式会社愛媛FCと連携協定を締結しました。これにより、スポーツ資源を生かしたまちづくりを推進し、活力ある地域社会の実現を目指します。商工観光課。（1）9月24日、丸虎国際顧問有限公司と覚書を締結しました。これにより、「砥部町と鶯歌区国際交流覚書」に基づいた、文化、観光、経済分野における交流を促進します。（2）9月26日、株式会社タイミーと包括的連携協定を締結

しました。これにより、町内業者が抱える人材不足への対応や、多様な働き方を推進し、労働を通じた交流人口・関係人口の拡充を目指します。（３）10月11日から16日間、東京のギャラリーで、町産品の販売を行うアンテナショップを開催し、約1,900人の来場がありました。また、期間中に関東砥部会も開催され、町産品の販路拡大や情報発信の強化を図ったほか、意見交換を行いました。（４）11月1日、2日、陶街道ゆとり公園で、秋の砥部焼まつりを開催しました。66軒の窯元が参加し、砥部焼の対面販売などを行い、約5万6,000人の人でにぎわいました。（５）11月9日の愛媛サイクリングの日に合わせて、町内10か所のポイントをめぐる陶街道スマイルサイクル2025を開催し、78人が参加しました。税務課。令和6年度に実施した定額減税補足給付金の額に不足がある人に対して、追加で給付金を支給しました。詳細は記載のとおりでございます。次のページをお願いします。介護福祉課。10月22日、中央公民館で、戦没者追悼式を開催し、遺族会員など57人の参加がありました。社会教育課。

（１）10月12日、陶街道ゆとり公園で、スポーツまつり in とべを開催しました。開催状況は表のとおりです。（２）10月18日から17日間、砥部ミュージアム通りで、art venture ehime fes 2025 砥部町エリアを開催し、国内外5組のアーティストによる作品展示などを行い、1,455人の来場がありました。（３）11月2日、ひろた交流センターで、広田ふるさとフェスタを開催し、郷土芸能の発表や歌謡ショーなどを行い、約2,500人の来場がありました。（４）11月15日、16日、中央公民館及び文化会館で芸術文化フェスタを開催し、4,241人の来場がありました。開催状況は表のとおりです。以上で行政報告を終わります。

○議長（東勝一） 以上で行政報告を終わります。



## 日程第5 一般質問

○議長（東勝一） 日程第5、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質問時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に、要領よくまとめて質問されますよう、議員各位の御協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは、質問を許します。14番西岡利昌議員。

○14番（西岡利昌） 14番の西岡でございます。最初に、日本国内・国外で、火災そして洪水が発生をいたしまして、犠牲になられた方には心からお悔やみを申し上げ、また、被害に遭われた方にはお見舞いを申し上げたいと思います。それでは、2問質問をさせていただきます。第1問はですね、0歳児から3歳児の育児と子育て支援についてを質問をいたします。近年ですね、少子化と言われながらも、共稼ぎ世帯の増加と保育所の不足から、待機児童が発生していると見受けられます。持論ではありますが、本来3歳ぐらいまでは、両親とその家族で育てるのが理想であると思っております。家庭の事情で家では保育ができない世帯もあると思っておりますが、待機児童を解消するためにも、3歳までは家庭内保育を奨励し、共稼ぎでなくとも子育てができるような施策を考えてはいかがでしょうか。町長の御所見をお伺いします。第2問でございます。砥部焼陶石の受注停止について質問をいたします。砥部焼の原料となる陶石を唯一生産をしてい

た事業者が、砥部焼陶石の受注を10月31日で停止するという事態となりました。このことは、数年前にも問題となっておりましたが、一応の収束により、無事解決されたものと思っております。しかし、確かな解決策がなされてなかったようです。窯元からは、「砥部焼陶石の存在なしでは焼き物屋は成り立たない」という、先行きが非常に心配との声を聞きます。このことから、砥部焼協同組合は、11月18日の臨時総会において、事業を継承することを正式に決定をしました。町長も必要なタイミングでバックアップを行う旨の見解を示しておりますが、具体的にはどのようなバックアップを考えておられるのか、町長の御所見をお伺いいたします。以上2点、よろしくお願ひいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 面岡議員の御質問にお答えいたします。初めに、0歳から3歳児の育児と子育て支援についての御質問ですが、まず、待機児童に対しましては大変心苦しく思っており、早期解消に向けて努力してまいります。「三つ子の魂百まで」という言葉があるように、人格形成において、幼少期に御家庭でお父さん、お母さんや家族の愛情を受けながら一緒に生活することは、大変重要であると考えております。そのうえで、家庭内保育を奨励することにつきましては、男女共同参画の観点から、女性の社会進出を妨げるものであってはならないということに注意が必要であると認識しております。また、共働き世帯の増加には、1人の収入では一家の生活が維持できないという家庭事情のほか、互いのキャリア形成を尊重する価値観の定着や企業の労働力不足という社会的事情が背景にあります。こうした状況を踏まえ、家庭内保育に重点を置くよりも、保育施設を充実する方が今の社会情勢にあった施策であると考えております。一方で、保育施設に頼らず、家で子育てに奮闘しておられる御家庭に対しましては、子育て相談や一時保育等で支援してまいりたいと考えております。次に、砥部焼陶石の受注停止についての御質問ですが、まず、町内で唯一、陶石を採掘してきた事業所が受注を停止をしたことは、砥部焼業界にとって極めて大きな影響を及ぼす事態であると認識しております。砥部焼の歴史は、地元で良質な砥石が採れたことを源流としており、陶石の安定確保は、産地の存続に欠かせない重要な課題となっております。現在、砥部焼協同組合において、採掘事業を継承する方向で交渉が進められており、町といたしましても組合と情報共有を行い、状況の把握と助言に努めてきたところでございます。一方で、民間事業者の財産取得に対して、町が直接的な財政支援を行うことは、法令上も財政運営上も慎重な対応が求められると考えております。こうした制約はございますが、陶石の埋蔵量調査、弁護士や司法書士費用など手続に関する一定の支援ができないか、現在検討を進めているところです。これらの財源確保に当たっては、クラウドファンディングや企業版ふるさと納税を活用し、町内外の皆様への御理解・御支援をいただきながら進めることを想定しております。今後とも組合と連携し、産地の将来を見据えた体制強化の機会と捉え、しっかりとバックアップをしてまいります。以上で面岡議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14番（面岡利昌） まず最初にですね、保育園の保育士の御答弁をいただきまして、それに対して質問をさせていただきます。男女共同参画の時代ですね、女性が社会進出をされて

活躍をされるということは、大変よろしいことだというふうに私も思います。それと同時にですね、0歳児は82%の人がその家庭でお母さんと家族で育てておられると、1歳児は大体40%ぐらいの方が育てておられるというふうに理解をしておるところであります。その中で、いろいろな考え方はあると思うんですけどもですね、子育てをするお母さんや、その家族で自分の子どもを育てるといことはですね、いろいろな職業、家庭、仕事される、そういうことも大切なことではあると思うんですけども、そういうふうに自分のところで、そういう子どもさんを育てるとい方に対してもですね、すばらしいことであるからですね、何らかのできることをしてあげる。例えばですね、御家庭で子どもさんを育てるといことは、これ、保育士の仕事も兼ねておられる、そして、なおかつちゃんと家庭をきちっと守るといことはですね、もしそういう、おられなかって家政婦さんを雇えばですね、かなりの費用がかかります。それだけのことを、その母親はしているんです。すばらしい。仕事をしているのと、おなじというふうな、そういうレベルで見えてあげるべきではないかなというふうに思いますが、町長、そこらあたりはどういうふうに考えられますか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 面岡議員の御質問にお答えをいたします。確かにですね、私も子どもを今育てておまして、ちょうど保育園に通わせている、ちょうど2歳半になったんですが、それと、その母親のキャリアと育児とのバランスというのは、非常に難しいなというふうに、本当に痛切に感じているところでございます。そういった私のバックボーンも踏まえ、そして私の同年代の方とお話をしますと、やはり家庭内でお子さんを育ててらっしゃる方の苦労も本当に多いものだなというふうに感じます。例えば、相談することがなかなかできないとか、核家族化が進んでいる中で、頼れる親族が近隣にいないというところがやっぱり大きな負担となっていて、頼るところがない状況が、御家庭で保育をされる方、育児をされる方は生まれているんじゃないかなというふうに思っております。砥部町におきましてはですね、団体等とですね、連携させていただいて、そういった方をしっかりと広くサポートしていける体制、いつでも相談ができる体制などの充実を図っていております。ですので、そういったですね、家庭内で育児をされる方の支援というものはですね、まずしっかりと支えていく体制というのは、十分にこれからも構築していく余地があるのかなと思っておりますので、そのあたりの大変さを少しでも軽減できるように、すぐに相談できる体制を拡充できるように、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14番（面岡利昌） 自分の子どもを愛情を持って育てるといことはですね、本当になかなか図れない価値があるんだろうというふうに思います。というのが、私のちょっと経験というか、そういう意味からちょっとお話をしたいと思うんですが、私はですね、2歳ぐらいまでは自分の実のお母さんに育ててもらってですね、物心ついた頃からは、いわゆる離婚をしてですね、お母さんはよそへ行って、私の親父は自分らを連れてですね、やはり、子どもさんがおるお母さんと一緒になってですね、そして、その中で育てていただいたということになります。それで、ずっとそんなになりました。それで、その後に自分のお母さんにも会うことがあ

って、話もしました。そういう中ですね、やはり2歳ぐらい、2歳ぐらいまでの全然分かってない、一緒に暮らしたという、そういう意識も全くないんですね。それでもですね、その親に会ったらですね、やっぱり何と言いますかね、もう普通の、全然他人の方じゃない、もう親という意識がありましたね。遠慮なくすぐに話せるという、そういう気持ちが起こりました。それと同時にですね、育ててくれたお母さん、大変はたの人は、厳しにせられていたよとか言っていて、小学校の高学年になったら言われるんですけど、私もそれしか経験してないけん、そんなもんだらう親はというふうに思っていますね、ずっと育ててきて社会人になったんですが、その時にですね、たった2年ぐらいしか育ててもらってない親とですね、何十年ぐらい育ててくれた親っていうのは、もう全くおんなじなんですよ。2人お母さんがいたなという感覚がある、それぐらい小さい時のわからない記憶でも、お母さんというのはやっぱりなんかこうね、すぐに甘えられるっていうんでもないんですけど、親としてちゃんと話ができて、本当に2人の親に恵まれて、亡くなった時は2度涙を流すというようなことになりました。大変そういう意味で、本当のやっぱりね、お母さんっていうのは、わりあい何か、はかれない強いもんがあるんだろう、それはもう血がつながつとるからよと言うかもしれないけれども、そうでもないんですね。行ったお母さんと親父さんができた子ども、妹みたいな感じな子がおるんですけど、その子とはあまり感じずに、一緒に育った、その全然関係のない兄弟の方が、やっぱり兄弟という感覚が強いですから。なんかそういうもんでもないなあと。そんなこともありましてですね、実の親が、ある程度小さい時には見た方がよろしいんじゃないかなという、自分の個人的な意見ですから、もうそれいろいろ人それぞれだろうと思いますから、できるだけそういうふうに見れるような、そういうことを支援をしていただいたらなあということをや望をいたしておきます。続きましてですね、砥部焼陶石の方に移らせていただきます。まず陶石は、今町長言われましたようにですね、最初にそういうものができて、それから発展を、焼き物を、一番最初には、多分砥石で刀を研いだりする、そういうもんからできていったらだろうと。そんなのくずを利用して、くず言ったら失礼なんだけれども、焼き物の原料にしていたような、そういうちょっと感じも聞いたことがあります。それは、そういうことでいいんですけどもですね、今の砥部焼の原料は、砥部の陶石だけではない、いろいろなものを混ぜてですね、一番理想的な土をつくっておるということは、聞いております。そんなことで、それといろいろな焼き物や、焼き物をやっている地域は、砥部だけじゃなく全国各地にあるということは、皆さんも知っておられると思いますが、そういうところでもですね、おんなじような原材料が出てですね、そういうことをやっておられる。そういうことも念頭に置いていただいていますね、もちろん砥部焼ですから、陶石も利用することは、もうこれは言うまでもないことでありますけれども、持続をしてですね、ずっとやっていくためには、いろんなことを考える、そういう意味では、砥部焼に、陶石に準じるような原材料をですね、ちゃんと確保するようなことを砥部町としてできる、県とかいろんなところへ働きかけて、そういうもんも探していただいていますね、それと並行して今の陶石をですね、ちゃんと採算ベースがおおて、これからもう後々までずっと続けていけるというようなことを考えていただければという、そういうことに関して、町長の御所見をお伺いをしたいと思います。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 面岡議員の御質問にお答えをいたします。まず砥部焼の歴史に関しまして、先ほど議員がですね、お話しされましたように、本当にですね、かなりの長い歴史がございます。物語といたしましても、陶石のくずに多大な費用がかかっていた、それはですね、その当時の、その町に住んでいた人もそうですし、藩としても問題になっていたというところが、実はスタートであつたりするところがございます。再来年には250周年を迎えるという、そういった砥部焼、全国的に見ましても、この産地で、砥部焼であつたり焼き物の産地で、その原料が採れるというところは少なくなっているというところが現状としてはございます。ですから、この砥部焼の陶石を、この町で採ることができ、そしてそして、結果的に砥部焼を作ることができるというのは、このストーリーであつたり、この産地の強さでもあるというふうに考えております。ですから、砥部町の特徴でもある陶石、そして砥部焼という関係性を維持していくことが、何より必要であるというふうに私は理解をしております。その中でですね、先ほどの答弁で申し上げました企業版ふるさと納税であつたり、クラウドファンディングというものは、砥部町民だけをお願いをするような話ではございません。全国にいる砥部焼のファンであつたりですね、窯元の産地の方も本当に多く注目していただいています。先日、山口の町長の方にも、その産地の方に、町長とお会いした時に、砥部焼頑張っってねというふうに、私たちも何かあつたら支援をするからというふうな温かいお言葉をいただきました。というふうに、本当に県内外多くの方が、この砥部焼の動向に注目をされているというふうに考えております。ですから、そのですね、機会はそう遠くない時にですね、設けるように私たちも何か工夫をしながら頑張っておりますので、その時には、砥部町のみならず、本当に県内、そして日本全国、さらには台湾をはじめとした世界の皆さんにお力を借りながらですね、今後進めていければと考えております。答弁としては以上でございます。

○議長（東勝一） 面岡議員。

○14番（面岡利昌） 今町長から、前向きに、非常に砥部焼に展望を持てるような御回答をいただきました。安心をしたところであります。砥部焼はですね、もちろん陶石、砥部の陶石というのは、大変大きな比重を持つてはおると思えますけれども、やはり焼き物をするという陶工さんの技術とか、釉薬の使い方とか、いろんな土を混ぜて適当な焼き物ができるものを作るという、そういう技術も大変高いところがあるんだろうと。そういう原材料だけということではなく、そういう技術もありますから、砥部焼は不滅です。焼き物、陶石は、それはしてもらわなくてはいけないけれどもですね、それに準ずるような原料をちゃんと見つけていただいでですね、ずっと持続可能になるように、町長さん、アンテナを張られてですね、頑張っっていただきますように要望をいたしておきまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（東勝一） 面岡利昌議員の質問を終わります。7番柿本正義員。

○7番（柿本正） 7番柿本正でございます。昨年12月議会以来、1年ぶりに登壇をさせていただきました。今回の2問につきましては、もうこれ以上先延ばしできないと決断し、ここに立たせていただいております。まず園地基盤整備の取組についてお尋ねします。農地中間管理機構関連事業といたしまして、北川毛角谷地区で農地造成事業が実施されておりますが、こ

の事業は個人負担金が要らない、そのために、全国から応募が殺到し、本町での2例目採択というのは、もう困難と言わざるを得ません。そこで、従前からの畑地帯総合整備事業に取り組む考えはございませんか。6年前に私は、産業建設常任委員会で山梨県の北杜市の基盤整備された現場を視察させていただきました。成功例といたしまして、地元土地改良区の農業振興公社が貸し手と借り手のお世話をするとともに、個人負担金を日本政策金融公庫で借り入れる仲介となり、その借入返済の担保は、農地の貸付代金となっております。また、令和6年1月18日には、JAえひめ中央第25回生産者大会で、「園地基盤整備など将来に残る産地づくり」が決議されております。組合員の危機感の表れと捉えるべきではないかと思えます。基盤整備が具体化されますと、認定農業者や農業生産法人が育成され、担い手への農地集積にもつながると考えますが、町長の御所見をお伺いいたします。2点目、坪内家の保存と利活用についてお尋ねします。川登の坪内家は、慶応3年、今から158年前に建てられた江戸時代後期の庄屋屋敷でございます。また、砥部焼の歴史においては、1818年頃、向井源治により川登陶石が発見され、それが水車で砕かれ、砥部焼の原材料を支えてきたのが坪内家でございます。砥部焼の歴史を語る上で非常に重要なものでございます。現在、坪内家は地元NPO法人とベ・T・O・B・Eの方が中心となって利活用されておりますが、建物が老朽化が進んでおります。また、令和5年9月17日には、旧庄屋屋敷「坪内家」を保存・活用しようと砥部焼販売協同組合が、約100年前に砥部焼の絵付け技術を台湾に伝えた縁で、日台アーティストによる文化交流音楽演奏会などが開催され、住民約200人が文化芸術に触れております。土地所有者の坪内氏も有効活用を望んでおり、寄附もしくは使用貸借の意思を示されております。そこで、道後温泉の奥座敷として関係機関に働きかけ、インバウンドの宿泊、昼食、研修などに活用することにより、砥部の魅力発信の起爆剤になると思えます。そして、全世界に情報を発信し、自由にリノベーションし営業してくれる企業等を募集してみるのも一つの方法ではないでしょうか。町長の御所見をお伺いいたします。以上2問、よろしくお伺いいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 柿本議員の御質問にお答えします。初めに、園地基盤整備の取組はどの御質問ですが、令和6年第2回定例会での答弁のとおり、御提案の畑地帯総合整備事業につきましては、基盤整備の手法として有効な選択肢であると認識しておりますが、現時点でも農業者からの要望は把握していないことや、多額の経費を要することなどから、実施に至っておりません。今後の基盤整備事業の実施につきましては、現在実施中の北川毛園地造成の完了後に、まず事業効果等を検証いたします。その次の段階として、10年後に、誰がどの農地を耕作するかをまとめた地域計画を、今後ブラッシュアップする過程の中で、まとまった農地整備の要望があれば検討をしてみたいと考えております。次に、坪内家の保存と利活用はどの御質問ですが、築150年以上の坪内家につきましては、歴史的に非常に意義のある建造物であり、その文化的価値については、町としても十分認識しているところです。一方で、町が所有又は借り受け、維持管理を行う場合、多額の改修費用や継続的な管理費が必要となり、現状の財政状況からは慎重な判断が必要であると考えております。所有者の方が寄附や使用貸借の意向をお持ちであることは承知しておりますので、今後、民間事業者の知見や活力を生かした利活

用が図られるよう、所有者と事業者との調整、連携について、町として可能な限り支援してまいりたいと考えております。以上で柿本議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 柿本議員。

○5番（柿本正） 多額の費用がかかると今答弁ありましたがけれども、もう少しですね、掘り下げて、ちょっとお尋ねさせていただいたらと思います。山梨県の北杜市の取組ですけれども、事前に県・市・地元農業振興公社の3者が候補地を数箇所先に探しておいてですね、参入を希望する認定農業者や複数の認定農業者による法人、企業、それぞれの事業計画や規模を聞き取りした後にですね、現地を案内をしております。そして、一定規模の希望者が集まって、場所が決まれば地権者説明会という流れになっております。北杜市では、平成4年から20年間をかけてですね、総事業費46億円で142ヘクタールを造成しております。これを1ヘクタール当たり換算しますと、約3,000万円となっております。先ほど多額の費用がかかると申しましたがけれども、半分は国費で、25%はですね、県、残りの25%を個人負担金と町なんです。町が約12%とするとですね、1ヘクタールの造成で350万ぐらいになるんですよ。これも多額の費用とお考えになるのかどうか、これはちょっと置いといて、その返済の貸付金ですけれども、企業向けのハウスとか企業向けの露地、個人それぞれですね、条件により年間10アール当たり5,000円から2万円、これで払っていけるんですね。やはり、農地中間管理機構や市の担当者、地元土地改良区が一堂に会して、プロジェクトチームを結成しております。助成金や農地の選定、施設整備など貸し手と借り手の手助けをしていること、これが一番大きいと思います。このような、個人負担金が必要な事業でも成功しているんです。私は、この質問を先ほど町長から答弁ありましたが、当時の町長に問いました。答弁はこうです。町長も言いましたように、御提案の畑地帯総合整備事業は、農地整備の手法として有効な選択肢であると認識しておりますが、現時点では農業者さんからの要望は把握しておりませんと。ほて、ここですね、十年後を見据え、誰がどの農地を耕作するかを決めていく地域計画の策定を予定しており、この中で、農地整備の要望についても調査し、地元調整が整うようであれば、県と協議していきたいと、こう述べられております。再度お尋ねしますが、ただいま私は具体的な手法についてを御説明させていただきましたけど、それと併せて、この地域計画調査の際の農地整備の意向調査結果についても、再度御所見をお伺いしたいと思っております。よろしく願いします。

○議長（東勝一） 池田農林課長。

○農林課長（池田晃一） 柿本議員の御質問にお答えいたします。議員のおっしゃる意向調査というのは、令和5年に実施をいたしまして、対象者は10アール以上の農地を所有される農家の方1,060人に対してです。そのうち回答があったのが464件。この意向調査というのは、設問の内容が国の書式を参考にしておりまして、直接的に農地整備を希望しますかっていう設問はございませんでした。なので、その前段となるような設問に注目しております。その説明の内容は、あなたは、今後農地を、自分の農地を拡大したいですか、現状維持ですか、縮小したいですかという内容です。その回答結果は、464人のうち拡大が7人です。維持が250人、縮小が130人、その他69人、移譲が8人です。この結果の中で、基盤整備・農地整備に

つながる可能性がある方というのが拡大の7人となります。ただし、この7人のさらに細かな調査結果によると、将来自分が希望する農地というのは、自分の家の近くがいいというのが5人、自分の農地の近くがいいというのが2人です。なので、まとまった園地基盤・基盤整備に直接的につながるような段階ではまだございませんので、先ほどの町長の答弁で申し上げましたとおり、この地域計画というのは毎年見直すもので、今後、完成度を高めるためのブラッシュアップの作業を行います。その中で、さらに要望について突っ込んで調査をしたいと思います。以上です。

○議長（東勝一） 柿本議員。

○5番（柿本正） これ、あの質問の内容がですね、ちょっと現状の傾斜地での質問だと思うんですよ。そうじゃなくてですね、やっぱり具体的にですね、あなたは、農地造成したときに、勾配が3%から5%の高付加価値の作物ができるような条件の土地を、10アール当たり年間1万円前後払うことになりますけど、借りてそこでやりたいですか。そういったですね、質問の仕方をしないと、現状の傾斜地のままでですね、質問しても、これ、私意味がないと思うんですよ。ほて、もう少しね、ちょっとこの北杜市の件も含めて、町内に置きかえて、ちょっと質問させていただきたいと思います。私ずっと職員時代から、農林土木なんかで町内中の農道を走り回っておりましたので、ある程度の地形も分かっております。北杜市はさっきも言いましたように、農地造成の箇所を何箇所か選んでおいてですね、それを、もう本町で仮に置きかえてみますと、私が思い描く1つの候補地としましては、上原町、原町、三角、麻生にまたがる砥部川の西側の斜面、山の斜面の上ですね、比較的勾配の緩やかな丘陵地が広がっております。もう既に御承知かと思えますけど、北川毛角谷地区の造成の区画はですね、計画段階で、区画が決まった段階で、もう造成前から入る人がもう決まると。要は、もうニーズはものすごい高いわけなんですね。これ、経営規模拡大する認定農業者とか新規就農者が当然優先されますけれども、全国的に見ますとですね、雇用型経営に取り組む企業も増加しております。地元の声も生まれております。北杜市ではですね、リタイア組や主婦合わせて350人が企業に採用されておまして、新たな雇用が生まれております。ぜひとも将来農業への希望と参入機会を示すことによりまして、どっか1つでもですね、3ヘクタールから5ヘクタールのを、もう挑戦してみませんか、町長。私は、もうこの農政、本当に今がもう最後のチャンスやと思うんですけど、再度御所見をお伺いいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 柿本議員の御質問にお答えをします。先ほどの答弁で申し上げましたとおり、今現状で、北川毛の園地造成が行われているところでございます。まずはですね、その園地造成が行われ、どれぐらいの効果があるのか、その検証を行わなければ、その次のステップには進むことができないと考えております。ですので、今この段階で、やる、やらないという答弁は、非常に難しいところでございますので、その北川毛の効果検証を、まず行うということが必要ではないかと考えております。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 柿本議員。

○5番（柿本正） 大体の流れ、わかりました。ただですね、多くの認定農業者、新規就農者、

この議場の中継、ライブでみかん山とか庭先の選果場で見られております。本当に農作業の効率化と高収益作物の導入促進によりまして、収益の増加を図りたいという強い意志を持ってですね、取り組まれております。ぜひとも前向きに、引き続き御検討いただきますようお願い申し上げます。次の坪内家の保存活用に移りたいと思います。坪内家につきましては、私も一昨年の台湾の日台のコンサート、それにも参加をさせておりましたけども、本当はかなり老朽化が進んでおります。先ほどのですね、日台の演奏会、この事業費は229万円かかっております。ほて188万円がですね、愛媛県の交付金、正式には地域資源活用ユニークベニュー推進事業として県から交付されております。これはですね、県内30団体が申し込んで、この坪内家を含めた3つしか採用されていなかったわけなんです。その問題は理由なんです。建物の歴史的価値や、松山市内、松山空港、道後、松山インターからアクセスがよいこと、周辺は昔ながらの里山風景が残っていることなどから、今後インバウンドの入客に有効であり、また、砥部町は台湾との交流を進めていることが評価されております。一方、南予にも目を向けてみますと、政府は一昨年3月に、大都市へのインバウンドによる観光公害を解消し、地方へ経済効果を波及させようと、訪日客の地方分散を提唱しております。また、ニューヨーク・タイムズ紙では、オーバーツーリズムにならない落ち着いた静かな環境での観光地を紹介しております。近くでは、山口県の山口市が全国3位と報じられております。県内では、コロナ以降、国際線の再開や増便で、外国人観光客は2年前の令和5年では、前年比12倍の21万人余りと大幅な増加につながっております。これはひとえに、愛媛県知事自ら東南アジア諸国を歴訪されたトップセールスの成果が大きいと思っております。そこで、地方誘客の流れに便乗し、坪内家の利活用について、例えばですね、道後温泉の奥座敷として道後温泉協同組合などに働きかけるのも一考ではないかと思っております。また、日本各地に残る古民家や文化財を宿泊施設として再生するプロジェクト、NIPPONIAHOTEL大洲城下町が、伊予の小京都と言われております大洲に5年前に開業をしております。インバウンド客が古い日本に興味津々と報じられておまして、まさに、大洲古民家ホテルが人気を博しているのはうなずけるわけでございます。再度お尋ねをいたします。坪内家の保存並びに利活用について、関係団体等へトップセールスや情報発信を展開されるよう再度お尋ねをいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 柿本議員の御質問にお答えをいたします。まず、あくまで坪内邸は民間の方が所有されているものという前提ではございますが、私もその文化的、歴史的価値というものに非常に注目しております。ですからですね、インバウンド向けの例えばホテル事業をされてる方であったり、宿泊事業者の方に、私は情報発信をもう既に内々ではさせていただいてまして、そういった方のどうですかという意向も聞かせていただいておりますし、実際に中へ見に行かれた方もいらっしゃいます。ですが、その中でやっぱり大きく2つです。まずアクセスの問題、そして今の現状、民間の方が所有されてるものを直すのにやっぱり多大な費用がかかるという、先ほど申し上げた答弁のような内容が大きなネックになっていきますというところがございます。ですが、その情報発信に関してはですね、しっかりとそういった要望のある事業者さんであったり民間事業者の方が前提にはなるんですけども、しっかりとお話をさせ

ていただいて、その利活用についてはですね、検討をさせていただきたいなというふうに考えております。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 柿本議員。

○5番（柿本正） 町長、引き続きましてですね、いろんな関係団体等へトップセールスの方、よろしくお願い申し上げますと終わります。

○議長（東勝一） 柿本議員の質問を終わります。ここでしばらく休憩します。再開は午前10時45分の予定です。

午前10時35分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（東勝一） 再開します。3番佐野沙知議員。

○3番（佐野沙知） 3番佐野沙知です。よろしくお願いいたします。わたしからは2点質問させていただきます。1点目は、広報紙、議会だよりの全戸配布についてですけれども、現在、本町の広報紙や議会だよりは、地域の自治会に加入している世帯のみ配布されており、未加入世帯には届いていない状況です。しかし、町の施策や情報、議会の動きは、全ての町民に関係するものであり、誰もが公平に知る権利があります。情報が届かないことで、町政への関心や参加意識が薄れてしまう可能性もあり、非常に重要な課題だと感じています。そこで、広報紙や議会だよりを全ての世帯に公平に届ける全戸配布の仕組みを検討すべきではないでしょうか。本町として、こうした情報の公平な届け方などについて、今後の方向性や可能性について、町長の御所見をお伺いします。2点目ですけれども、高齢者などへのICTを活用した見守り・安否確認の仕組みについてですけれども、本町では、現在、社会福祉協議会や民生委員、ケアマネージャー、専門のヘルパーの方などを中心に、高齢者が支援が必要な方への見守り体制が整えられています。一方で、こうした支援には限界もあり、地域との関わりを持ちにくい方に加え、外部との交流を望まない方や、ひきこもりがちの方などが孤立してしまうリスクもあります。そこで、ICTを活用した今ある支援を補う仕組みの導入が必要ではないかと考えます。例えば、LINEなどのツールを活用し、日々の簡単なリアクションで安否を確認できるような仕組みがあれば、負担も少なく、異変にも早期に気づくことが可能です。このような仕組みは、独居の高齢者に限らず、一人暮らしで支援を必要とする多様な方々にとっても、安心につながる支援策になると考えます。本町においても、こうしたICTを活用した見守り・安否確認の仕組みについて、導入の可能性を御検討いただけないか、町長の御所見をお伺いします。以上2点、よろしくお願いいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐野議員の御質問にお答えをします。初めに、広報紙、議会だよりの全戸配布についての御質問ですが、議会だよりにつきましては、議会の発行物となりますので、

広報とべの配布についてお答えをさせていただきます。現在、広報とべは、各区の区長などを通じて配布しており、12月号の配布数は、各区からの申告により7,001世帯分となっております。佐野議員御指摘のとおり、自治会に加入していない世帯には配布されていない可能性もありますが、全ての区において未加入者世帯に配布していない訳ではございません。また、住民基本台帳上の世帯数は、10月末で9,578世帯ありますが、家族の中で世帯を分ける世帯分離も含まれており、世帯数がイコール家の戸数とはなっておりません。そのため、自治会に加入していない戸数がどの程度あるのか正確に把握できないというのが現状でございます。自治会未加入世帯への情報提供手段としては、町内の公共施設やコンビニエンスストアなど、協力店舗に設置しているほか、アパートやマンションにおいても、管理会社や大家さんからの申出により、管理人などを通じて配布いただいております。さらに、町ホームページでPDF版を公開し、デジタルでの情報発信も強化をしております。御提案の全戸配布を実現するためには、自治会を通さない新たな配布体制の構築、それに伴う人的・財政的コストの増加が避けられず、現時点での実施は困難と考えております。しかしながら、情報格差の是正につきましては、喫緊の課題であり、デジタル媒体の更なる活用と配布体制の効率化、そして、重要度に応じた郵送による全戸配布の検討を組み合わせた総合的な情報提供の公平化を目指していきたいと考えております。次に、高齢者等へのICTを活用した見守り・安否確認の仕組みについてとの御質問ですが、本町においては、認知症による徘徊が見られる御高齢の方を介護する御家族にココセコムという位置情報の把握ができるGPS端末を貸し出すとともに、独居の高齢者や高齢者のみの世帯に対し、家庭内での事故などによる通報に24時間体制で迅速かつ適切な対応が可能なセコムによる見守り支援サービスにより、高齢者のもしもの時に対応できる体制を整備しております。佐野議員のICTを活用した見守り提案は、高齢化や孤立という現代的な課題を的確に捉えたものであり、LINE等を活用した日常的なリアクションによる安否確認の仕組みを導入することは、支援策として非常に有効であると考えております。既存のココセコムやセコムによる見守り支援サービスを継続しながら、地域包括支援センターや関係事業所と連携し、どのモデルが町の実態に即しているかを十分に調査するとともに、高齢者がスマートフォンを身近な道具として使いこなすことができるかのICTリテラシーやプライバシー保護の問題、通信及び運営コストなども十分に考慮し、既存の民生委員や老人クラブ会員、介護保険サービスや地域包括支援センターによる人的な見守りにICTを活用した見守りを加えることで、より充実した見守りネットワークを構築できるよう検討してまいりたいと考えております。以上で佐野議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐野議員。

○3番（佐野沙知） 御答弁ありがとうございます。やはり最初の質問、広報紙と議会だよりの全戸配布についてというところはですね、やはりその費用的な問題というのは確かにあるだろうなと思いつつながら質問はさせていただいたんですけども、前回の9月議会の時に木下いずみ議員がですね、今後の自治会の在り方について質問をしたかと思うんですけども、その自治会の加入数も減っていたりですか、あと、高齢化などによって、役員の成り手不足に

もなっているというところで、その情報の公平な手段として、全戸配布っていうの、提案をさせていただいたんですけども、その役員の方の負担軽減という意味合いでも、今回質問をさせていただいております。先ほど町長もおっしゃっていましたが、区長さんであったりとか役員の方が、広報紙、毎月配布しているかと思いますが、町からは、そういった配布に関しての報酬とかは、特には出していないということですが、区から報酬のようなものがもらえているところと、もらえていないところという差もあるというふうに伺っております。こういった役員の方の負担の軽減のためにもですね、全戸配布が必要でないかなというふうに考えているんですけども、もしですね、自治会の役員の方とか区長さんが配布できませんというふうになった場合は、行政としてはどういうふうに対応するか、お聞かせいただけますでしょうか。将来的にということですが。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐野議員の御質問にお答えをします。まずですね、現状として、その区において配ることができないという状況がですね、砥部町にきていることがございません。ですので、今の話は仮定の話になりますので、現状お答えすることは難しいというところでございます。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 佐野議員。

○3番（佐野沙知） まだそういった御要望がないということでありましたけれども、知り合いの方とかですね、役員をされてる方がいてですね、やっぱり毎月の配布がかなりしんどいというようなことは聞いておりますし、地域によってですね、その配布のタイミングというか、月初めに配布されているところもあれば、やはりお仕事とかされている役員の方もいらっしゃるかと思っておりますので、中旬とかそれぐらいに広報が届くっていうこともあるようなんですね。その役員の方の負担軽減ということで、もしそういった要望があればですね、将来的にちよっといろいろと対策は考えていただきたいなと思うところではあります。ほかの自治体の導入事例としてですね、全戸配布しているところ、いくつか自治体あるんですけども、神奈川県の開成町というところで、人口が1万8,584人、世帯数が7,121世帯で砥部町と比較的似ている自治体かなというところ、ちよっと調べさせていただいたんですけども、全戸配布に関しては、2022年に移行をしたというふうにホームページに書かれてありました。やはりですね、全戸配布になると費用面の心配があるというところで、こちらの自治体では民間企業から広告を募ってですね、広報を配布する際にその広告を掲載して、民間のポスティング業者に委託をしているそうなんですけども、それで費用を賄ったりしたというふうなことが書かれてありました。この全戸配布になった場合はですね、その広報紙の広告の強みということところで、行政だけではなくて企業のメリットもあるかなというふうに考えているんですけども、地域の住民の方全員に届くわけですし、その公的媒体の安心感とか、そういった高い信頼性とか信用力がありますし、あと、世帯っていう単位で訴求できるので、訴求単価が大きいかなというところで、広告っていうのを活用していくのもいいかなというふうに思っております。今現在も、砥部町でもその広告の掲載、確か月7,000円から1万2,000円ぐらいで販売というか、そういうふうにやっているかなあとは思いますが、そういったところをもうちょっと

増やしたりとかですね、そういった費用面をカバーするっていう方法もあるんじゃないかなというふうに思っております。あと、そうですね、なかなか今難しいという回答はあったんですけども、この広報の配布っていうのは、私は行政の責任だというふうに考えていまして、自治会に加入している世帯だけ配るのではなくって、やっぱり未加入の世帯ですね、恐らくその若い世帯が多いんじゃないかなというふうに考えているんですけども、そのホームページからも見れるということだったんですけども、PDFで見ている方、どれぐらいなのかは恐らく把握はできてないと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。PDFで閲覧等は、統計等はとられてないでしょうか。

○議長（東勝一） すみません、傍聴席の方、携帯電話はマナーモードか切るようにお願いしといたらと思います。善家地域振興課長。

○地域振興課長（善家孝介） 今の佐野議員の御質問にお答えいたします。砥部町のホームページにおきまして、広報とべをPDF化したものを公開しております。そのページの中でのアクセス数っていうのは把握しております。直近でいきますと、9月にですね、砥部町広報とべのサイトにアクセスした件数というのが246件で、10月が356件、11月が336件という形になっております。ただ、この広報のページですので、1月から11月まで載せておりますので、その月に9月号を見たのか、10月号を見たのかっていうところまでは把握できないんですけども、毎月そのページにアクセスしているっていう件数は、先ほど申し上げましたとおり、大体毎月300件程度はアクセスがあるという現状でございます。以上でございます。

○議長（東勝一） 佐野議員。

○3番（佐野沙知） ありがとうございます。大体200件から300件ほど、月、その広報のページを御覧になっているということなんですけれども、もちろんそのホームページから見れるので、便利さとか手軽さという部分においてはメリットもあると思うんですけども、やっぱりその紙で読んだ方が、記憶力とか理解力が高いという研究結果もあるので、ぜひともですね、全戸配布っていうのを考えていただきたいなと思うところなんですけれども、やっぱりその費用面とか体制面の制約ってのは承知しておりますので、できるだけですね、そのホームページ、もうちょっと広報、どれぐらいの方が見ているのかっていう分析も必要かなと思いますし、確実にですね、その住民に情報が届く方法について、今後検討をしていただければいいなというふうに考えております。続いて、第2質問のところなんですけれども、高齢者などへのICTを活用した見守り、安否確認の仕組みというところで、比較的前向きに答弁いただけたのは大変うれしく思いました。今の、現在のサポート体制というところで、先ほども町長からお話ありましたけれども、それ以外にですね、民生委員の方が年に1回訪問をしたりですか、あと配食サービスですね、対象の方への昼食配ったりとか、あとセコムですよ、セコムの部分であったりとか、月1回ですね、連絡協議会というのがあるそうなので、それに行政も参加して、情報の共有をしているというところであったりですか、あと御高齢の方以外ですと、その障がいがある方に関しては、町内に4か所の相談窓口があるというところで、サポート体制、砥部町内ではとっているというところのようなんですけれども、現在砥部町の高齢者の方、支援が必要な独居の世帯数も伺ったんですけども、高齢者の方に関しては10月の数字に

なるんですけども、1,084名いらっしゃるということでしたが、病気とか障がいを持っておられる方で支援が必要な一人暮らしの方は、町では把握してないということだったので、もっと把握できるようにならないのかなというふうには思ったんですけども、介護福祉課の方でいろいろとお話を伺っていった中でですね、もう本当ここ最近の話で、町内の一人暮らしの御高齢の方が自宅で亡くなっていたというふうな事例をお伺いしました。回覧板が回ってこなくて気づいたっていうふうにお話をしていたんですけども、回覧板が回ってこなかったってことは、確認するまでには数日かかっているのかなというふうに思うんですけども、もしその方がですね、自治会に入ってなかったら回覧板回ってこなかったかと思うので、もっとその発見が遅れたんじゃないのかなというふうに思うわけなんですけれども、その一人暮らしの高齢者の方で、地域から孤立していたりとか家にこもっていたりして地域とあまりつながりを持っていない方というのもおられるかと思いますので、御提案させていただいたですね、ICTを活用した見守りとか安否確認の仕組みってのは、すごく有効でないかなというふうに考えております。今回ですね、御提案させていただく資料をですね、議長の許可をいただいておりますので、資料をちょっと御覧いただけたらと思っておりますので、資料をお願いいたします。こちらの、今回ですね、ICT活用した安否確認通知システムというところで、特定非営利法人のエンリッチという、東京にあるところなんですけれども、そこがですね、2018年から孤独死の早期発見と地域のつながりづくりのために、見守りサービスというのを提供しているそうです。でですね、3つほどサービスいろいろとあるんですけども、安否通知サービス「コネクトハート」っていうのが2022年からスタートしてですね、このLINEを使った安否通知サービスで、子どもなどの特定の人に通知する見守りサービス、つながりサービスの提供を通じて、得られた経験をもとにコネクトハートを開発したというふうに書かれてあります。実際に導入している自治体もありまして、千葉県の子孫市、あと、北海道の栗山町が導入をしているようなんですけれども、次のページをお願いいたします。今度は具体的なシステムなんですけれども、例えば利用者の方が単身のお父さんで、息子が離れて暮らしていたりとかっていうので、こういったのが通知で受け取ることができるということで、離れていても、そのチームで見守りができるという特徴がございます。先ほどの町長の答弁でもあったんですけども、そのスマホの利用率というのは年々上がっているようでして、これも調べましたら、今、全体のスマホの所有率が98%あるそうで、60歳以上の方でも90%以上の方が所有をしているというふうなデータが出ているそうで、それに合わせて、LINEの利用率ですね、これも60代の方だと91.1%で、70代の方が70%で、80代前半ぐらいの方は50%というところで、高齢者の方でも、LINEの利用率というのは年々増加をしているそうなんです。で、その導入した自治体の例に戻りますけれども、千葉県の我孫子市に関しては、もともと市でその市民に対するスマホとか、LINEアプリの使い方講座とか、相談会ってのをもともとやっていた自治体だそうで、まさにLINEを活用した見守りサービスの導入できたのは、そういった土壌があったというところが特徴としてあるそうです。この孤独死に関わる通報というのが、頻繁にこの我孫子市ではあったそうで、どういふふうに対応したらいいのかっていうのを苦慮していたというふうに書かれてありました。亡くなった状態で発見される方の多くってのは、

他者とのつながりがやっぱり希薄であったりとか、対応が必要というふうに感じていたそうなんです。あともう1つの自治体の北海道の栗山町というところも、ここは社会福祉協議会のところなんですけれども、地域の担い手というのが減少している中でですね、スマホ講座に参加される高齢者というのも増えていたようで、将来的な高齢者のスマホ保有率の向上も加味してですね、スマホを活用した地域サービス、何かないかということで、検討してこちらを導入されたというふうに向っております。やっぱり今と昔の違いというところで、昔は御近所に、結構その世話やきなおばちゃんみたいな方がいらっしやったかと思うんですけども、今、結構その人間関係が希薄になっていてですね、踏み込んだ関係性が望まれない社会になりつつあるというところもあるかと思うんですけども、民生委員の方もお話少し伺うことができですね、民生委員の方も、こっちがその支援をしたいと思っても、嫌がる方もいると、関わりたいけど関われないというふうなお話も聞いたことがありますんですけども、その御高齢の方だけにかかわらずですね、人によっても他者とやっぱり関わりを持ちたくない方とかもいらっしやるかと思うので、そういった方を取りこぼすことなくですね、見守りができるシステムじゃないかなあというふうに思いますので、こういったICTをですね、活用したちよよい距離感でつながる方法っていうのは、すごくいいかなとは思っておりますけれども、今後どういった形でですね、このICT使ってみ守りをしていくか、お考えはいかがでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） まず、佐野議員の御質問に対する答弁の前に、先ほどお話になられた独居高齢者の中で亡くなられた方に関しましては、心からお悔やみを申し上げます。そして、答弁なんですけれども、大きく見守りに関するところで、ICTの活用ができると想定されるところ、一番イメージしやすいところが2つございます。1つは見つけるところでございます。今日佐野議員が御質問いただいたところでございます。そして、もう1つが情報共有のところでございます。民生委員であったり、地域包括支援センターであったり、様々な主体が情報を持っているにもかかわらず、それが有機的に連携できていないというところが、このですね、お一人暮らしの方のICTにおいて改善できるんじゃないかというところで、大きく言われております。介護福祉課とも会話したところで、やっぱりこのあたりでICTの活用の可能性というものがあるんじゃないかなというふうに考えております。そして、個別の話になりますけれども、佐野議員の御質問の中で御紹介いただいたシステムにつきましては、答弁でも申し上げましたように、やはりリテラシーの問題、ICTリテラシーの問題、そして、先ほどお話の中にもありました、お一人暮らしの高齢者の方がそれを使ってくれるかという必要性の問題、そして、もう1つがですね、情報共有の範囲と付随する責任分界の問題、大きくこの3つに関して導入するかどうかっていうところで、少しハードルがあるんじゃないかなというふうに考えております。また、見つけるということに関しましては、LINEに限らず、本当に様々な情報ツールであったりICTツールを活用しながらされてる例があります。例えば家電が発見してくれるとか、倒れたときにすぐその家電が使われなくなったことを通知するシステムであったり、あるいは自分たちがどういう生活リズムを送っているのかというところ

ろを、AIがその電力波形を使ってですね、調査をする、そういったシステムもございます。あるいはWi-Fiで今どこにいるのか、どういう生活をしてるのか、逐次報告するようなシステムもあります。そういったですね、松竹梅様々なシステムがある中で、どれぐらいの費用感でどれほど効果があるってということは、十分に検討していく必要がある分野であると思っております。ですが、介護福祉課含めて検討していくことが、これからのですね、皆さんの安心安全の生活づくりには必要だと思っておりますので、こういった介護あるいは見守り分野におけるICTの活用というのはですね、前向きに進めていきたいというふうに考えております。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 佐野議員。

○3番（佐野沙知） ありがとうございます。最後にですね、このサービス利用されてる方、いろいろといいお声があるので、紹介をさせていただきたいなと思っております。70代の女性の方、サービス活用されているようなんですけども、日常生活の中で、このサービス「コネクトハート」ってのは、このOKというのを押すらしいんですけども、今日も元気に参加できたというふうに感じながら押されるというところで、OKを押すだけなんですけども、このOKには温かさを感じていて、心が落ち着くというので、息子も安心していますというお声であったりですとか、あと、こちらも70代の女性の方で、御夫婦で共にこう老いてきているので、つながることに安心感があるということで、何か悩みがあったら相談していこうと考えているというふうな御感想、サービスの利用者の方のお声があります。いろんな先ほどの町長の答弁でもありましたけれども、様々なそういった見守りのシステムというか、サービスがある中でですね、今回御提案させていただいたLINEを活用したICTの導入に向けてもですね、前向きな御答弁をいただけたというところで、地域の方がですね、安心して暮らしていくというのがやはり一番重要だというふうに考えておりますので、そういった地域の支え合いというのを強める仕組みとして、今後の展開というのを期待したいなというふうに思っております。これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東勝一） 佐野議員の質問を終わります。13番、佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 13番佐々木隆雄でございます。6月議会で一般質問の人数がという話をさせてもらったんですが、その時に、私がたった1人の時がありましたという話をさせてもらったんですけども、くしくもこれは、1期生の時の最後のこの12月議会でございました。その時は、実は私1人だったんですね。その時、当時の町長さんは、初めてで、それ以降まだ使われてはないんですが、反問権を活用した、そういうやりとりをさしてもらいました。中身は、町職員の再雇用の関係で、天下りという言葉があって、その問題について少しお聞きしましたら、町長さんが、佐々木議員は天下りってのはどういうことなんだと、お考えですかというふうな、それに対して私が答弁をしたというようなことがありました。くしくもその時の議席番号は1番です。そんな余談をさておいて、今回は3点の質問を準備いたしました。1点目は砥部焼250周年記念事業、どのような取組をするのかということについてでございます。2027年に砥部焼発祥から250年の節目の年を迎えます。町として、この記念事業をどのよう

に進めていくのか、現時点でかまいませんので、基本的な考え方や構想など、町長の御所見をお伺いいたします。2点目は、砥部陶街道検定の現状はということでございます。はじめて聞いたなという方もたくさんおいでるかと思えます。砥部陶街道五十三次は砥部焼のスポットや名所旧跡を自由に回るスタンプラリーで、しらべ帖というのがあるんですが、このしらべ帖には、ポイントの詳しい説明や、スタンプを押す押印ページを掲載しております。しらべ帖改訂最新版には、2008年よりスタートした砥部陶街道検定(初級)の検定問題集、そして応募ハガキなどが掲載されとりまして、90問以上正解すると合格し、その認定証が届くというふうな案内がありました。この取組、今の現状について評価、また、ハガキだけでなく、最近QRでいろんな質疑ができるような、そういう仕組みもありますので、QRコードがついたもので、これに回答できるようにすることも必要ではないかというふうに思います。町長の御所見をお伺いいたします。3点目に移ります。町民憲章をもっともっと町民の皆さんに広めようという提案でございます。2005年、平成17年1月1日施行、告示された砥部町民憲章は、以前は中央公民館の入り口に石碑が置かれてありました。大規模改修の際になくなってしまいました。確認しているわけではありませんが、私の住む原町では、原町集会所の中に、この額縁に入れて憲章がそのまま集会所の中に掲示されております。最近いろんなところで問題になってますし、今日の一般質問の中にも似たような話も出てまいりましたが、だんだんと区入りをしない人、また、区入りしてても、そっから抜けていく方、そういう方が増えております。町の方で何とかしてほしい、そういった声も出てるようでございます。それに対する具体的な提案も必要ではないかというふうに思いますが、まず、そのきっかけづくりとして、この砥部町民憲章に光を当て、もっともっと町民の中に広く啓発していったらいかがでしょうか。町長の御所見をお伺いいたします。

○議長(東勝一) 古谷町長。

○町長(古谷崇洋) 佐々木隆雄議員の御質問にお答えします。初めに、砥部焼250周年記念事業をどう取り組むのかとの御質問ですが、まず、砥部焼は、2027年に磁器焼成の成功から250周年という大きな節目を迎え、長い歴史の中で、地域の文化と産業を象徴してきた砥部焼の歩みを振り返り、未来につなげる重要な機会であると認識しております。現在、砥部焼協同組合、町、関係団体で実行委員会を組織し、記念事業の方向性や具体的な内容について協議を進めております。現時点では、文化・芸術文化での発信、キャラクター等とのコラボレーション、砥部焼の歴史を学術的に振り返る企画、他産地との交流など、幅広い視点から検討を行っているところです。町といたしましては、250周年が砥部焼の魅力を変えて広く発信し、次の世代につなぐ契機となるよう、砥部焼業界の主体的な取組を尊重しながら、引き続き必要な連携と支援を行ってまいります。次に、砥部陶街道検定の現状はどの御質問ですが、平成20年度から平成27年度の8年間実施し、425人の認定がりましたが、現在は事業を終了いたしております。最後に、町民憲章を町民に広めようとの御質問ですが、議員御指摘の自治会への未加入や脱会など、地域コミュニティにおける連帯意識の希薄化は、区長会においても重要な課題となっており、昨年度、自治会加入促進マニュアルを作成するなど、持続的な地域コミュニティの形成に向けて取り組んでいるところでございます。そのような中で、町民憲章が定め

る「まちづくり」の精神に改めて光を当て、町民の皆様に広く啓発していくことは、地域コミュニティの再構築のきっかけづくりとして有効であると考えます。町民憲章の啓発として、昨年12月の合併20周年記念式典では、パンフレットへの印刷とともに、式典にて朗読を行ったほか、同月発刊の新砥部町誌にも掲載いたしました。今後は、町ホームページや広報紙、町民ホールのデジタルサイネージへの掲載など、機を見て啓発を行い、町民意識の向上と地域コミュニティの再生を図ってまいります。以上で佐々木隆雄議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） まず1点目なのですが、大きな節目、250年ということなのですが、200年というのが大きな節目だったろうと思うのですが、もう50年前のことなのですが、何かこの時こういうことしたとか、そういうふうな記録なりというのは、残してるんでしょうか。

○議長（東勝一） 森本商工観光課長。

○商工観光課長（森本克也） ただいまの佐々木議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。前回のですね、記念事業につきましては、こちらも砥部焼共同組合というところが主体で行っておりまして、まず歴史をまとめたですね、書籍類、こちらの方を作成しております。記念碑をですね、一部建築をしております、その事業が主な事業というふうに私の方では伺っております。以上です。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） なかなか細かいデータ等も多分あるんでしょうけども、それ全て今披露してほしいということではございません。私も、今町長が町誌のお話をされましたが、町誌のところで、砥部焼という項目をちょっと見てみました。少し長くなりますが読んでみます。昭和52年、1977年に、砥部焼磁器創業200年祭を盛大に開催した。主催は砥部町砥部焼協同組合など。戦後、砥部焼の復興を成し遂げたことで、当時の様々な砥部焼を総括する機会ともなった。こういうふうに書かれておりました。その前年に、昭和51年に、国の伝統的工芸品の指定を受けた経過もあったようでございます。平成になる頃になると、さらに変革し、あるいは多様化が見え始め、伝統的工芸品の指定に伴い、砥部焼従事者にも多くの伝統工芸士が認定されるようになってきた。それらの認定技術には、ろくろ形成、面取技法、片手ふくらまし、象がん技法、これは「たんおうじ」と読むんでしょうか、淡い黄色の磁などの形成、彩色ブラシたたき染色などがあり、従来の伝統に、これまでになかった新たな技術や作風を創出したことが伺えるということで、先ほどの答弁にもありましたが、そういういろんなことを冊子にまとめたというふうなことだろうと思います。さらに、女性の活躍がこの頃から見られるようになったと。昭和56年の第18回展示会、どのようなものかちょっとわかりませんが、お名前出させてもらってもよろしいでしょうか、笹山真澄さんが女性として初めて出品をした。それを、平成元年からは砥部焼伝統産業会館で、女性だけの作品展、これは皆さん御存じあります「マドンナ展」が開かれるようになった。そんな中で、砥部焼の魅力を発信するには個々の窯元だけでは限界があるということで、女性だけの作家グループ「とべりて」が、これもお

名前出させてもらいますが、山田ひろみさんを代表にして、平成 25 年、2013 年に立ち上がった。展示即売イベントを開催するだけでなく、花柄や鮮やかな色合いの絵付けがされた、これまでにないデザインの磁器が生み出されていく。「とべりて」の出現は、窯元のほとんどが男性であった砥部焼にとって、一気に多様な砥部焼の作風を作り上げる画期的なことであった。そんなことで、だんだんと変化が語られてきております。そういう意味では、この当時から、さらに今砥部焼は発展をしておりますので、引き続いて、そういった貴重な資料として残していけるように努めていただきたいというふうに思います。あと、砥部焼のブランド化が求められる中で、平成 19 年、2007 年にニューヨークで、平成 21 年ロンドンで、平成 29 年パリで砥部焼展を行っております。この展示会を機に、砥部焼を取り扱う現地商店も出始めているというふうなことも記されておりました。町長にお尋ねします。海外展開についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えをします。海外展開をという話でございますが、ちょうど機がいいことに、本当に台湾との交流というのが、1つ契機になるのではないかなというふうに考えております。実際、民間とのやりとりの中でですね、そういった動きも出てきているということですので、砥部町としてもその台湾との交流、そして海外展開の契機として、しっかりとサポート、そして推進をしていきたいなというふうに考えています。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13 番（佐々木隆雄） 町誌には、さらに松山南砥部分校との関係についても記載があります。前身の砥部高校開校以来、令和 5 年までで 3,068 人の卒業生を輩出しており、多くの卒業生は、砥部もしくは他の窯業地で窯業に携わっており、砥部と砥部焼の将来にとって重要な教育機関となっていると、このようにも記されております。現在も砥部分校と町の関係では、様々な協力関係を結んでおりますが、この 250 周年記念のところで、具体的に何か分校とやっていけそうだなというふうなことをあおりかどうか、まだ現状では難しいかもしれませんが、町長なりのお考えがあれば、お聞きしたいなと思います。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えをいたします。具体的には、今のところそういった何かをこうするっていうところまでは詰まっていないというところが現状でございます。ですが、砥部分校は、もう言わずもがな砥部焼文化の中心でもございますし、砥部町としてもしっかりですね、これから手を一緒に握りあってですね、協力しながら進めていきたいというふうに考えております。ですので、もちろんこの 250 年のですね、記念行事につきましてもしっかりとですね、いろいろな形でコラボレーションなど進めていきたいなというふうに考えています。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13 番（佐々木隆雄） さらに町誌には、平成 12 年、ちょうど 2000 年から商工観光課と砥部焼協同組合が共催して、砥部焼陶芸塾についても触れられております。一般の社会人にとつ

ても、砥部焼の後継者育成への開かれた機会となっているということなのですが、実際に、この塾生の卒業後、卒業というんですかね、塾を旅立たれた後、どのような形で砥部焼もしくはこの業界に参画していただいているのか、わかる範囲で御紹介いただけませんかでしょうか。

○議長（東勝一） 森本商工観光課長。

○商工観光課長（森本克也） ただいまの佐々木議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。正確な数字はちょっとこちらの方で手持ちにはないんですけれども、約80名ぐらいの方が、今卒業されておりまして、8割ぐらいが自分で開業するか、もしくは窯元で働くかということで、今従事をされております。非常にいい制度だと我々も認識をしておりますので、また、引き続き力を入れて継続していきたいと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 最後、教育長にお尋ねします。砥部焼博士事業が非常に好評で推移しておりますが、この250周年記念の時にも、何かこの成果を表現できるような、そのような場というのは設けられるのでしょうか。

○議長（東勝一） 大江教育長。

○町長（大江章吾） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えをさせていただきます。この砥部焼博士事業、3年目を迎えております。先ほどの質問、11月の砥部焼のステージで、砥部焼の事業の成果といいますか、1つの成果を発表させていただいたところでございますが、この事業につきましてはですね、今後どういうふうにするかというのを、今度検証を入れてですね、検討をしていきたいというふうに思っておりますが、御質問のですね、250年祭に向けてどういうふうにするかということはですね、今現時点ではですね、計画はございません。以上でございます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） まだ時間はありますので、これからも関係する方たち、できれば町民の声なんかもいろいろお聞きしながらですね、この250周年、砥部をさらに外に向かって発信するための大きな取組として、取り組んでいただきたいというふうに思います。2点目に移ります。残念ながらもうやっていないということなんですけども、せっかくありますし、まだ多分記念のメダルは在庫もあるんじゃないかと思いますが、その辺はどうなんでしょうか、課長。

○議長（東勝一） 森本商工観光課長。

○商工観光課長（森本克也） ただいまの佐々木議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。まずですね、陶街道検定の方のみ中止というか、事業が終了しております。五十三次の事業につきましては、引き続き継続をしております、スタンプラリー自体は、今も、現在もやっております。ですから、メダルについての配布も現在継続中というところでございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 私の早とちりで、確かに決算認定の時の資料の中にも、令和6年は

完巡者が220人、特巡者が546、11ウォーク73ということで、確かに事業としてやっておりますので、陶街道検定がなくなったということなんで、また機会があれば検討していただければと思います。私もこの議員になる前に、ここ回ったことがあるんですね。広田の長曾池、初めて、当時まだ車にカーナビもなくって、古い地図を頼りに、えーこんなとこ大丈夫かな思いながら行った記憶があります。長曾池に着いた時に、あー着いた着いた、ぱーっと見ても、言い方は失礼なんですけど、こんなとこ人来るんやろか言ってましたら、後ろから佐々木さーんって声がかかりました。何とまあ、その当時の商工観光課長さんが、点検も含めて見回りを奥さんと一緒に来られたところにお会いしたなんていう、そんなことを思い出しました。何日間かかかって、最後のところ商工会館でしたかね、伝統産業会館ですかね、ゴールは。行きましたら、係の人が、あと1人待ったら300になるんですよ、待たれたらどうですか。いやーでも、私の代わりにやっぱり300番の方は来られるからいいですよということで、嫁さんと2人で298、299のメダルをもらって、今家に飾っております。余談になりましたが、引き続きスタンプラリーの方は、また工夫もしながらですね、取組を強めていっていただければと思います。特に特巡者が回ってる大南周辺の11か所というのは、それなりに参加する方がおられるんで、何かこう、ここでもう少し商売業を出して、販売できるだとかいうふうなことを考えてはいただけませんかでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えをいたします。現状、その特巡者ですね、大南のところについては、実は南校分校に講師として入っていただいているオートクチュールさんが、最新ですね、AR技術を使ったですね、そういった取組などをしていただいているところでございます。ですので、そういった新たな取組というのは既に行われてまして、砥部町としてもすごくありがたいことだなというふうに考えているところでございます。現状の陶街道の取組に関してはですね、本当に今すばらしいものだなと思うのは、教育分野にて地域のよさを発見する、そういった授業の中で活用されているというところでございます。職員と、合併のタイミングで、そういった取組をしたことが20年続いてきて、そしてこれからもですね、次世代の子どもたちが、そういったですね、地域のよさを知る形で活用しているということは、本当にうれしく思いますので、更なる活用であったりですね、教育分野での展開というものをしっかりと進めていきたいなというふうに考えています。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） 砥部焼250周年記念と併せて、この事業も、ますます定着、拡大させていくように、また、私ども個人的にもできることは頑張っていきたいと思っております。3点目に移ります。砥部町民憲章を。わたしたちは清流とほたる砥部焼とみかんの町の町民です。輝かしい伝統を受け継ぎ、誇りと責任を持ち、よりよい町をつくるため、みんなでこの憲章を守りましょう。1つ、体と心をきたえ、健康で活気あふれる町をつくりましょう。1つ、教養を高め、明るいりっぱな町をつくりましょう。1つ、自然を守り、美しい町をつくりましょう。1つ、仕事にはげみ、豊かな町をつくりましょう。みんな笑顔で平和で安全な町をつくりましょう。以上の5項目が、この憲章にうたわれております。最初の質問の中に触れましたんです

が、石碑は今どうなってるんでしょうか。

○議長（東勝一） 山本社会教育課長。

○社会教育課長（山本勝彦） 佐々木議員の御質問にお答えをさせていただきます。佐々木議員の御質問の中にもありました中央公民館大規模改修、元年度までやりました大規模改修の中で、石碑につきましては、旧の砥部町の町民憲章ということで、処分の方をしておるということで確認をしております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） そうですか。なくなりましたか。新しくつくれということを強調するわけではありません。町長の答弁の中にも、様々な印刷物の中にも、これを掲載するようというふうなことでございますので、機会あるたびに、この憲章をやっぱり町民の皆さんの目に触れられるようなことにしていっていただければと思います。今、この庁舎の中に、どこにありますか、この憲章。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 佐々木隆雄議員の御質問にお答えさせていただきます。庁舎にはですね、大会議室、2階の大会議室の方に今の町民憲章の額縁の方を掲示させていただいております。先ほどの答弁補足させていただきますけども、この町民憲章というのはですね、旧の砥部町時代、昭和47年に、砥部町の町民憲章として制定をされておりまして、旧の広田村においても昭和60年に、それぞれ条例として制定をされておりまして。それが合併時にですね、新しいものとして平成17年に、新しい町民憲章を制定したものでございます。中央公民館の方に置いていたですね、石碑については、旧の砥部町の町民憲章の方のものでありまして、撤去ということになっております。以上です。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員。

○13番（佐々木隆雄） この平成17年の合併の時の新しい町民憲章が、この庁舎の中では2階の大会議室に掲示されていると。それから、先ほども言いましたが、いろんな印刷物にこれからどんどん掲載もされるというふうなことで、引き続きやっていただければと思います。関連しますので、少しだけ紹介だけさせていただきます。10月16日に、私の所属する総務産業建設常任委員会で、ちょっと長い名前なんですけども、公共財団法人東京都つながり創生財団というところを視察いたしました。都が出資してつくった財団なんですけども、東京都において、多文化共生社会づくり及び共助社会づくりを推進する事業を実施し、人と人とのつながりを育むことにより、地域コミュニティの活性化を図り、都民一人一人が輝ける社会を実現することを目的として、令和2年10月に設立された、そういう財団でございます。丁寧な対応もしていただいて、たくさんの資料もいただいて、びっくりして帰ったところもあるんですけども、一言で言いましたら、町民というか、町内会あるような自治会から、いろんな相談事を受け、それを専門的にサポートしていく、そういう集団組織です。1つだけ紹介させていただきましたら、自治会への加入促進を進めたいんだと、どうしたらいいんやろうというふうな相談を受けて、そこからそれぞれいろんな議論をしながら、とにかく住民アンケートを実施しよう。その住民アンケートを配布し回収する中で、町民、その住民の意識も合わせて把握していこ

うというふうなことで、そのアンケートの配布時に自治会への加入案内、それから自治会の活動紹介チラシ、そういうふうなものも同封して配って、ただちょっと規模が違いますので、何とも比較のしようがありませんが、ここは全体で 3,000 世帯にそれを配布したと。回収は Web もしくは自治会館にあるポストに入れてもらう、もしくは郵送でもいいですよということで、返ってきたのが郵送で 295、Web で 184、回答率が 16%ということだったそうなんですけども、それをまた集計や分析をし、結果としては、それでも 30 件の新しい町入りがあった、自治会入りがあったというふうなことで、それは実施したところでは、一定の評価だと。それから 82%、回答の中の 82%のデータから見ると、やっぱり自治会に対するいろんな意見や要望認識もあるなというふうなこともわかったというふうなこともあったようでございます。そういった結果を、概要版を掲示板に貼ったり、回覧板をつくってそれぞれに周知したとかいうふうな取組をしたというふうなこともお聞きしました。やはり町民の方がですね、特にこの東京都でもありました、ごみ出しの問題のルールのこととか、同じような悩みがあるんですね。だから、そういうのはやっぱりほったらかしに当然しておくわけにはいけませんけども、やはりそこに住む人たちが、どうやってお互いに協力し合って、ごみ問題解決できるのかというふうなことは、ある程度やっぱり町の方からも手出し口出しも必要じゃないかと思えます。そういうようなことで、この東京都の財団の中身については、また折に触れいろんな形で御紹介もさせていただきたいと思いますが、まずは町民憲章を広めるというふうなことで、うれしく思っております。以上で私の一般質問終わらせていただきます。

○議長（東勝一） 佐々木隆雄議員の質問を終わります。ここで昼食のため休憩をします。再開は午後 1 時 10 分の予定です。

午前 11 時 49 分 休憩  
午後 1 時 10 分 再開

○議長（東勝一） そででは再開します。1 番大平将司議員。

○1 番（大平将司） 議席番号 1 番の大平将司でございます。通告に従いまして 2 点質問させていただきます。まず 1 点目です。児童発達支援の充実に向けた民間事業所との連携について質問させていただきます。児童発達支援は、子どもたちの健全な成長や発達を促進するために不可欠な活動です。近年、発達障がいを持つ子どもたちの数が増えていることに伴い、早期で専門的な相談体制が重要視されております。本町においての児童発達支援は、特定相談支援事業所「ぷちすてっぷ」に委託し、発達でこぼこ支援事業として、相談支援専門員による発達障がいの相談を実施しております。また、保健センターでは、職員である保健師や公認心理士と連携し、産後 2 か月以内の訪問、4 か月児相談、7 か月児と 1 歳 6 か月児、3 歳 6 か月児健診で相談を受け、対応をしております。しかし、町内では小学校に入学する前の障がい児を対象に、心と身体の発達を促すためのサポートをする児童発達支援事業所がなく、31 名もの児童

が町外の事業所を利用しておりました。来年1月には、民間が運営する児童発達支援事業所が三角で開所されるというお話を聞いております。この事業所には、機能訓練担当職員である言語機能を改善する言語聴覚士、日々の生活動作やリハビリによって日常生活をサポートする作業療法士が所属する予定です。今後のニーズを踏まえ、検診での専門的な相談体制を整える必要があるため、民間事業所と連携を図り、機能訓練の専門職員を派遣していただけないか、児童発達支援について今後どのようにお考えか、町長の御所見をお伺します。次に、T o B e バスツアー2025 の反響と手応えについて、2点質問させていただきます。1点目はT o B e バスツアー2025 について、本町では、少子化や人口減少により廃校や遊休不動産が増加し、地域資産の未活用が課題でした。今回のバスツアーは、こうした遊休不動産を課題ではなく資源として再定義し、地域と企業が共に未来を描くきっかけを創出することを目的としております。今回のバスツアーについては、広田地区の方にすごく喜ばれ、期待の声が上がっております。そこで、11月28日にバスツアーが終わり、参加者の反響と手応えなどはどうだったか、町長にお伺いします。2点目は今後の対応について、遊休不動産のある近隣地域の方々は、どのような企業が手を挙げるのか、期待が膨らんでいます。地域と企業が共に未来を描くためにも、お互いコミュニケーションを図り、地域で開催されているサロンなどの集まりに何度でも来ていただける様、積極的に働きかけていただきたいと思います。町長の御所見をお伺いします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 大平議員の御質問にお答えします。初めに、児童発達支援の充実に向けた民間事業所との連携についての御質問ですが、まず、7か月児健診は、法律上の義務のない任意健診で、1歳6か月児健診と3歳6か月児健診は、母子保健法に基づき幼児の健康の保持増進のため市町村に実施を義務づけられている健診となります。1歳6か月頃には転ばずに歩くことができる時期ですので、歩行を含めた身体機能の発達について医師が確認をし、3歳を過ぎると社会性が芽生え、自分の名前や年齢なども言える時期ですので、3歳6か月児健診では、ことばの発達も保健師や医師が保護者とともに確認をしております。乳幼児健診は、医師が子どもの発達を確認する場となっており、その後必要があれば、それぞれの専門の相談場所を紹介してつないでおります。大平議員の御質問にあります児童発達支援事業所も、その一つとなります。また、健診以外においても、子どもの健やかな発達を促す乳児家庭全戸訪問事業をはじめ、利用者支援事業として、乳児期からでも身近な場で気軽に専門的な相談を受けられる体制を構築しながら、家庭支援を行っております。児童発達支援事業所は県内に143か所、うち中予に83か所ございますが、大平議員の御質問のとおり、町内に児童発達支援事業所ができることは、専門的な療育が提供できるものとして、本町といたしましても大変喜ばしいことであると思っております。発達に支援が必要な就学前児童の日常生活の基本的な動作指導や集団生活への適応訓練、また、知識や技能の習得、相談事業など、町の子育て関連部署と連携し、早期の段階で相談から支援等へつなぎ、乳幼児と保護者に寄り添いながら、療育の前段階から協力体制が築ければと期待しております。次に、T o B e バスツアー2025 の反響と手応えについての御質問ですが、参加者の反響と手応えにつきましては、今回、旧高市小

学校をはじめ、5か所の町有施設を巡るバスツアーに、個人を含め22の事業所、30人の方々に参加をいただきました。施設巡りを終え、役場に戻ってからのワークショップにおいて、「こぶし食堂で地元食材を使ったレストラン」、あるいは「旧高市小学校を泊まれる学校に」など、様々な御意見・御提案をいただいております。中には、施設・設備の制約上、実現の難しい御提案もございましたが、民間の視点での斬新な御提案を数多くいただいております。ツアー後のアンケートにおきましても、「実際の建物を見学できたことで、何らかの事業につなげるイメージが湧きやすくなった。」、「もっと規模の小さい物件のツアーもしてほしい。」などの御意見をいただいております。今後の利活用方法の参考にさせていただきたいと考えております。2つ目の今後の対応につきましては、バスツアーでいただいた御意見・御提案を参考に、各施設の利用目的を決定し、改めて利用希望者を募集いたします。その際、各施設の地元区及び近隣にお住まいの方々に対しては、しっかりと御理解いただけるような丁寧な説明に努めてまいります。以上で大平議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 大平議員。

○1番（大平将司） まず、第1問の質問についての前向きな御回答をいただきまして、ありがとうございます。今後、新しい事業所ができるということで、相談連携を図っていただけるということで、ありがとうございます。ちょっと調べた情報を、ちょっと申し上げたいのですが、国のデータによると、2012年度からの10年間で、義務教育段階の児童生徒数は1割減少しています。その一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増、全児童生徒に占める割合も2.9%から6.3%と2倍以上増加している今の現状でございます。また、こども家庭庁によりますと、2023年度に虐待で死亡した子どもは65人で、そのうち心中を除く虐待で死亡したのは48人でした。48人を年齢別で見ると、0歳児が最も多く33人で約7割、68.8%を占め、虐待で死亡した子どもにおける0歳児の割合は、統計開始以降、最も高くなっています。このうち関係機関の関与があったのは1人とどまり、行政や支援機関にどうつなげていくかが課題となっております。本町では、このような悲惨な虐待死はございませんけれども、事件があってからでは遅く、事前の予防として、児童支援、児童発達支援は、そういう意味でもすごく重要であると思っております。今後も民間事業所と情報を共有して、積極的な専門職員派遣について考えていただきたいと思います。先ほども、ちょっと前向きな意見いただいたので、これで1問目は終了させていただきます。2問目なんですけれども、すごくこう、反響をいただいていたということで、期待が高まる反響で、すごくびっくりいたしております。今後、事業所、いろんな会社と提携を結ぶことにはなるかと思うんですけれども、例えばプロポーザルの方式とかで選定をされるのではないかなと思います。今後ですね、プロポーザルの方式とか業者選定は、入札と比較すると、対象業務にふさわしい業者を選定する一方、選定までの経過が町民にはわかりにくいものとなると思いますので、今後、本町における情報公開の基本的な取り扱いを検討していただいでですね、選定の一層の透明性も確保していただきたいと思います。そこについて、今後どのように会社の方を選定していく考えか、ちょっと町長に御意見いただきたいと思います。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 大平議員の御質問にお答えをします。あくまでですね、自治体の保有財産の利用に関しては、もう公平公正な入札制度、これはもちろん法律で義務づけられているものを、どれが最善なものかをですね、選択して進めていくというところがございます。ですので、今そこに関しては、今後検討しているところがございますが、中心となってくるのは、やはり御案内のとおりプロポーザル型の入札が中心になってくると思うんですが、そのあたり含めて、広めに検討を進めていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（東勝一） 大平議員。

○1番（大平将司） プロポーザルを基本として考えられるということで、今後町民にも開かれた感じで、情報も提供をお願いいたしたいと思えます。2点目の地域と企業とのコミュニケーションについての調整していただけるということで回答いただきました。ちょっと話は変わるんですが、現在私もちょっと関わってはいるんですけども、広田地区の高市で移住を検討されてる方っていうのがいらっしやいまして、私もちょっと関わってるんですけども、滋賀県大津市から、この方は来年の4月に移住するというので、今調整をしております。この方と地域の方とのコミュニケーションっていうのはですね、町ともちょっと相談した上で、地域の高市とかにありますサロンに来ていただくなど、約2年間移住まで時間をかけております。今後、遊休施設の新しい事業者さんが決まる折にですね、このように長い目線で、いろいろと住民の方とか、コミュニケーションをとれるようにしていくということがすごく大事ではないかなというふうに思えます。このように、地域との関わりを丁寧にしていただきたいと思いますのですが、改めて、町長のこういったコミュニケーションの取り方を、御所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 大平議員の御質問にお答えをします。おっしゃるとおりで、企業とその地域との連携については、私も非常に重要視をしております。やはり地域の、こういう砥部町のもので、財産ではあるんですけども、地域にずっとあった施設を利活用するという形ですので、やっぱりその継続性ということもそうですが、その地域住民の皆さんとの関係性についてもですね、しっかりとそこも重視してくださる事業者さんがいれば、そういったところもですね、プロポーザルの点数に含めるとか、いろいろやり方は本当に様々あると思えますので、そういったこともですね、大事にしてくださる企業に入ってもらえるようにというか、もちろんこれは公平公正な入札制度の前提、その中ではあるんですけども、そういった方法も模索していきたいなというふうに考えております。以上です。

○議長（東勝一） 大平議員。

○1番（大平将司） 公正、公平についてということで、プロポーザルの中に、そういったコミュニケーションの項目を入れていただき、それも点数に反映していただけたら、すごく助かります。今後の流れですね、今後の進み具合にすごく御期待をしております。以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（東勝一） 大平将司議員の質問を終わります。5番日野恵司議員

○5番（日野恵司） 5番日野恵司でございます。通告に従いまして2問の質問をいたします。

まず1問目でございます。負担金・補助金・交付金の検証についてでございます。近年、自治体財政を取り巻く環境は大変厳しく、人口減少や物価高騰あるいは社会保障費の増大などにより、限られた財源をいかに効率よく効果的に使うかが、ますます重要になっております。本町においても、様々な団体・事業に対して負担金・補助金・交付金といった支出が行われておりますが、その内容や成果の見える化、そして定期的な検証は不可欠でございます。これらの支出は、いずれも町民の大切な税金であり、支援の目的や成果が明確でなければ、町民の理解や納得が得られません。また、継続支出している多くの負担金や補助金については、「毎年同じだから」という慣例で続けていないか、行政として十分に検証できているのか、常に点検する必要があると考えますが、町長の御所見をお願いをしたいと思います。質問の2番目、Jアラート発令時の避難行動についてでございます。近隣諸国からの弾道ミサイル発射情報をはじめ、大規模地震、津波など国民保護に関する事態が国内外で増加しており、町民の安全を守るための迅速かつ的確な避難行動が求められております。特にJアラートが発令された場合、屋内退避の判断、避難場所の確保、子どもや高齢者などの要配慮者の安全確保、さらには役場内の情報伝達と住民への周知体勢など、現実的で実効性のある備えが必要であります。しかしながら、町民の中にはどこへ避難すればよいのか、自宅にいるとき、あるいは外出中のときで行動は違うのか、学校や福祉施設ではどのように対応するのかなど、具体的な行動指針を十分に理解していない方も少なくはありません。また、町として、国・県との情報連携の在り方、関係機関との協力体制、広報手段の多重化など、改善すべき点が残されていると考えます。そこで、本町としてJアラート等が発令時の避難行動について、住民が迷わず適切に行動できるような体制整備がなされているのかどうか、町長の御所見をお伺いしたいと思います。以上2点、よろしく願いをいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 日野議員の御質問にお答えします。初めに、負担金・補助金・交付金の検証についてとの御質問ですが、負担金・補助金等の見える化と定期的な検証を図り、町民の皆様の大変な税金を効率的・効果的に活用することは、我々の責務であると認識しております。現状として、主要な事業や継続的な支援策について、事業実施後に効果検証を毎年度実施し、結果を公表した上で、実績と効果を次年度の予算に反映させるPDCAサイクルを確立しております。その中で、課題といたしまして、個別の検証は行っているものの、全ての負担金・補助金について、慣例化を打破するための抜本的な見直しや、町民の皆様にとって更に分かりやすい形での成果の見える化に、改善の余地があると考えております。また、継続事業については、社会情勢の変化に伴い、当初の目的との整合性が薄れているものがないか、常に点検する必要があると考えております。今後、継続している全ての支援策について、目的、社会情勢との適合性、費用対効果を再評価する全庁横断的な点検体制を強化するとともに、慣例に捉われず、町の将来像に資するかどうかという観点からの徹底した選択と集中を研究し、検証結果につきましても、積極的に、分かりやすい形で情報公開し、町民の皆様への説明責任を果たしてまいりたいと考えております。次に、Jアラート発令時の避難行動についてとの御質問ですが、御承知のとおり、Jアラートは弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処

に時間的余裕のない事態に対する情報を、携帯端末の緊急速報メールや防災行政無線で住民に対し瞬時に発信するシステムとなっております。発令時における避難行動は、発信情報の内容により異なるものとなりますが、南海トラフ巨大地震の発生を見据え、地震に対する防災意識が浸透する一方、弾道ミサイル発射などの国民保護情報における避難行動については、更なる啓発が必要であると考えております。Jアラートシステムの概要、発令内容、避難行動については、現在も町ホームページに掲載しておりますが、今後は、地震や気象災害への備えと併せ、広報紙や防災マップ、防災講座での周知を図るとともに、小中学校や福祉避難所での訓練実施を働きかけ、避難行動の徹底に努めてまいります。また、国県をはじめとする関係機関については、これまで試験放送の運用などを通じて連携をしておりますが、伝達方法の多重化や避難誘導など、警察や消防組織、自主防災組織との協力体制の構築を図るとともに、放送が聞き取りにくい地域や情報端末に不慣れな方への対策として、個別受信機の普及を検討したいと考えております。いずれにいたしましても、時間的余裕のない中で、速やかな対処行動につなげるためには、平時から事態を想定しておくことが必要であり、いざというときに迅速な行動が取れるよう、万全な体制整備に尽力してまいります。以上で日野議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） ありがとうございます。まず1番目の負担金・補助金・交付金の検証についてでございますが、令和7年度負担金・補助金・交付金一覧表というのがございます。これは、ホームページに、中に入ってる内容でございますが、この中で、1問目については御質問をさせていただいたらと思っておりますが、今この3つ合わせてですね、負担金の金額が17億約8,000万あります。一般財源が約107億円としてですね、この17億8,000万、この構成比として、この金額は妥当な数字であるかないのかですね、このあたり、どういうふうに認識されているのか、まずその点から1点お伺いしたいと思います。

○議長（東勝一） 小中企画財政課長。

○企画財政課長（小中学） ただいまの日野議員の御質問に対する回答させていただきます。まず、妥当かどうかということですが、ただいまいただいた17億8,000万っていうのは予算ベースでございます、令和7年度の当初予算の金額でございます。その中に、まず負担金、これは広域連合とか協議会への支出、こちらの方ではなかなか金額を決めがたいもの、それが13億から14億、毎年ございます。それ以外に補助金・交付金として127件挙げさせていただいてますが、こちらが約4億円、こちらに関しましては、毎年担当課で精査した上で妥当だということで拠出しております。この4億円の中の精査の基準について、今後精査項目を増やすとか、今の7項目、基準を決めてやってるわけですけど、そちらを見直すとか、今後いろいろ検討はしていきたいと考えております。以上で回答とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） 先ほど言われました負担金などについては、こちらサイドで決める金額ではないのでということで、ちょっと私が少し資料なんかを見て調べたのはですね、約100億に対して17億8,000万ということになりますと、全体の構成比率としては16.6%ぐらいにな

ると。これは、全国の地方自治体の一般会計に占める割合ですね、これからしますと、割合としてはですね、15%から25%ぐらいが全国的な標準範囲というふうな形になつてございまして、本町の16.6%というのはですね、ほぼほぼ真ん中の数字であると。ですから、悪くもないが、まあいい方だというふうに理解はしております。ちなみに町村だけで平均しますと、15%から22%ぐらいだそうでございます。ですから、16.6というのは非常にいい数字、で、いい数字なんですけども、結局この金額がですね、増えますと一般財源に影響すると。あるいは、するけども住民サービスの方は増えると。こういう形になりますね。減れば財源的にはいい方向なんですけど、結局サービスが低下する可能性があるというふうな形で、低いのもいけないが、多すぎてもいけないというのが、ですから、本町の構成比率の率からすると、妥当な金額だろうと。金額だけを見ればですね、そういうことが判断されるんじゃないかというふうなことは思っております。減った場合のその効果と言いますか、先ほど言いましたその財政の健全化なんかいうのもありますけども、もちろんこの金額がですね、ずっと横ばいする、後でまた何点か御質問させていただきますけども、補助金なんかをですね、この依存の傾向があるというふうなことになるかとですね、それはまた中身の問題として問題が残ってくる可能性が多いというふうなことがありますので、そのあたりをしっかりと検証していただきたいというのが、今回の大きな質問の趣旨ではございます。検証もですね、ホームページに載っております。皆さん方、その各課でですね、適合状況というふうなことで判断をしてですね、この事業に対しては適合してる、適合しない、見合った分のだというふうなことで、各課で判断しております。先ほど町長の答弁にもありましたけども、PDCAというですね、これのサイクルで回してるという言葉がございましたですけど、これは何かですね、指標があつて検証されてるのかどうか、もう感覚的にできとるだろうというふうな感覚で判断して適合してるか書いてるのか、こういう数値の基にですね、きちとしたものがあつて、これに基づいてできてるから適合してるんだというふうなことで、ちゃんとしたそういう指標があつて判断されてるかどうか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（東勝一） 小中企画財政課長。

○企画財政課長（小中学） ただいまの日野議員の御質問に御回答いたします。指標があつてという御質問ですが、こちらの方は様々でございます。指標があるものもあれば、報告書だけ提出させて、それを精査基準としている課もあれば、中身まで、補助先の経営状態まで精査しているところもあります。127、今現在ありますので、全てを企画財政課の方で精査するのは、今のところはできておりません。ただ、これはちょっとつていうような、引かかるようなものについては、企画財政課の方で個別に精査はしております。以上でございます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） きちとしたですね、指標としてあるところとないところというふうなことがあるというのは、町全体としてはですね、あまりよくないですね。なんかやっぱり全体的にこうまとまった指標があつて、それに基づいて、全体の課がですね、応じて検証してるというのが一番望ましい形じゃないかというふうには思っております。ちなみに今先ほど言いましたPDCAというですね、プランがあつて、実行があつて、それから評価があつて、改善

があるという内容のことだと思いますけど、これがずっとこう回してると。愛媛県なんかはですね、その評価の部分でK P Iというのがあるんですね。重要業績評価指数というのがあるって数字に置き換える。その数字に基づいて評価をしていく。ですから、例えの何か項目もありましたですけども、待ち時間、窓口に行って待ち時間がですね、20分あるとかですね、そういうものを数値化していくと。それによって、その評価のところはですね、ないと改善ができないということなんです。K G Iというのがあります、このK G Iというのは最終目標でございますので、売上げを何億円にするんだというふうな形で決める。その時にはK P Iのところ、ほしたらお客さんは何人ぐらいはいるんだということ、どんどんどんどんこうやっていくと。それを数値化して行って、最終的にこれで評価しますという形をとるんですね。これは、愛媛県も今現在やってるという話を聞いたことがあります。できたらその本町もですね、これ、一番ベストな形はK P IとP D C Aとを一緒にするのが一番いいんですね。セットでやっていくと。これが一番ベストだと思うんです。そういうお考えは、あるかないか、いかがでしょうか。

○議長（東勝一） 小中企画財政課長。

○企画財政課長（小中学） ただいまの日野議員の御質問に御回答いたします。K P Iの設定につきましては、できるものとできないものがはっきり分かります。例えば、個人さん宛てに補助を出す、例えば、浄化槽のくみ取りから合併浄化槽に変えるとかいうようなものにつきましては、なかなかK P Iを設定する必要もないし、なかなかつくりにくいものがあります。K P Iを設定する、できる項目も確かに存在いたします。ただ、それ以前に、その例えば何々組合への支出とかいう場合に、そのずっと長い間当たり前のように何も精査せずに出しているというものも確かに存在いたしますので、そちらの方を重点的に、うちの方は精査をさせていただいたらと考えております。今のところ、K P Iの設定というのは考えてございません。以上です。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） 私が先ほど言いましたように、これもセットであるのが一番ベストだというのは思っておりますので、今現在は早急には難しいとしてもですね、徐々にやっぱりそういう形で取り組んでいくことを希望したいと思っております。とにかくこのチェックのところですね、P D Cのところの、この「C」ですね、このところをしっかりとしないと、改善はないということですね。だから、この評価のところを、もう慣例的に漠然と判断しておつたらいかんということですね。それを、ぜひ強調して意見として述べておきたいと思っております。それから、例えば先ほどの関連もあるんですが、この金額が載っております。例えば700万出しますとか600万出しますとかいう形でですね、金額が載っておりますけど、この金額も恐らくそんなにですね、毎年大幅な増減はないような気がするんですね。大体これの金額は、何をもってこの金額になってるのかですね。ただ、担当課の課長さんらもグルグルグルグル回りますので、前のときはこうなっとったから、まあこれで行こうみたいな形でこうなるとするのか、あるいは本当にしっかりとですね、検証された結果、このぐらいの予算でいいんじゃないかっていうふうな形で、こう考えてやってるのかですね、そのあたりは、この金額の何か根拠性みたい

なものはあるかどうか、その点お尋ねをしないと。

○議長（東勝一） 小中企画財政課長。

○企画財政課長（小中学） ただいまの日野議員さんの御質問ですが、金額の設定については、予算査定において上限を決めていただくもの、これ、例えば個人宛てですね、先ほど言われていただいた個人宛ての補助金交付金、これについては頭打ちを決めて、予算上で操作しているというのが現状です。それ以外の、やっぱり組合等、協議会等に支出するものにつきましては、やっぱり過去のからの踏襲しているのがほとんどでありまして、金額的な根拠は持っておりますが、その金額が細かく精査されたものかどうかというの、不明瞭なものもございます。以上で回答とさせていただきます。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 日野議員の御質問に対する小中課長の答弁に補足をさせていただきます。今ちょうどですね、令和8年度の一般会計、特別会計含めての予算化をしております。そこに関してもですね、各課のあげてきたものを私もですね、ヒアリングもして、事務査定というものが今あって、最後町長査定になる前のタイミングなんですけど、この例えば1つの補助金について、今年はこれぐらいにしようと思えます、なぜなら、こういうことがあってというところをですね、かなり詳細に議論をして進めてきているところがございます。そのですね、事業に関して、その積算する根拠であったり、その減らす根拠というものをですね、私がこのですね、職員と一緒に仕事をしている中で、各課のレベルがしっかりと持った上で、その積算に臨んでいるんじゃないかなというふうに思っております。ですので、そういうふうですね、感覚ではなくて、しっかりと実務の段階で、落とし込んだ形での予算の編成というのにはつながってきてるんじゃないかなと。そして、私が就任して以降ですね、かなりもう選択と集中だということを、本当に職員にも言っているところがありまして、かなり来年度の予算編成に向けては、各課必死になって見直すという機運ができていくというふうに感じております。そういうふうですね、職員の、まずは自助努力のところになってくるんですが、そこをしっかりと行って、それが構造的にKPIを持って、PDCAサイクルを回せるような組織づくりというものができれば、なおのこと効率的にですね、効果的な効率的な財政運営につながってくるんじゃないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） ありがとうございます。町長の言われるようにですね、その漠然と決めてるのではなくて、しっかりと検証されたというふうなですね、あるいは中身を精査したという、そのところが一番大事なところで、これが本来は先ほど何回も言いますけども、数値化でもってこういう形になってるからこうしますよという形が、一番私はベストだというふうには考えております。この3つのお金についてもですね、本来の流れは、法令とか制度趣旨に基づく根拠の確認をして、あるいはその目的達成度と費用対効果からの金額の算定、あるいは公平性・透明性の確保、財政の持続可能性を踏まえた全体最適の判断って、こげなふうに基づいて本来はやるべきだと私は思っております。今も言われたように、本当に予算の編成時期ですので、この質問自体もあえてこのタイミングでさせていただきましたので、しっかりとそのあ

たりをしていただいたらというふうに考えております。また、その中で、今ちょっと全体的なお話をさせていただいたんですが、これは、ちょっとこの中の細部にわたってですね、ちょっと御質問をしたらと思うんですが、私あの、令和6年度の決算特別委員会の中でも、最終日、町長来られた時にちょっとお話をしたことあるんですが、やっぱり一部の団体については、偏ったお金がずっとこう流れてるというふうなことがございます。それは、砥部焼のまつり、あるいはそれに関するいろんな砥部焼に関する行事がございませけれども、こういったところにですね、結構お金が流れております。例えばそうですね、全体的な砥部焼振興費として3,600万円、令和6年度は支出をしておりますけれども、そのうち春の砥部焼まつりが300万、花園のテント市が763万、それから、秋の砥部焼764万と。これとは別に、アンテナショップが605万というような形で、大きな金額がこれ動いております。ちょっとこれお伺いしたいんですが、春の、秋の砥部焼まつり、もう砥部町と言ったら砥部焼まつりというのは本当に愛媛県下ですね、もう知らない人がいないぐらいは有名なイベントでございませけれども、これ、いつからですね、やられてきてるのか、その時に補助金はですね、トータル的にここのおまつりのことに関してだけでも構いませんので、幾らぐらい砥部町として今まで出してきたのかですね、その点ちょっと数字的なものになりますけれども、お尋ねをしたいと思います。

○議長（東勝一） 森本商工観光課長。

○商工観光課長（森本克也） ただいまの日野議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。まず春の砥部焼まつり、こちら昭和59年から開催しております。秋の砥部焼まつりにつきましては、平成18年から開催しております。開催当初から、開催費の一部負担については実施しておるものと思います。古いものについては、申し訳ございませんがちょっと記録がないものもございませるので、正確な金額については、古いものはちょっと私どももわかりませけれども、今直近で確認できる10年分、こちらの方残ってますので、こちらの方をちょっと集計したものを申し上げさせていただきますと、春の砥部焼まつりについては、ここ10年間で3,578万8,360円、秋の砥部焼まつりについて、こちら10年分になりますが6,171万6,800円となっております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） 金額が多い少ないかは、なかなか判断しかねるところではありますけれども、これに対して窯元さんたちがですね、かなりの売上げをされてるというのも事実でございますし、年2回あることによってですね、窯元が持ってるというのも正直なところだと思います。本当に自前で、年間これがなくてもですね、自前で商売できるなあというところは、本当にごくわずか。これがあるがために持ってるということもありますので、もうやめてしまったらというふうなことは言いませんけれども、本来であれば、少しですね、もう少しその自助努力というのは、非常にいろんなそういう補助金いただかなくてもですね、本来は自分たちでもできるんだと、例えば販売組合、共同組合あるわけですから、そういったところが自主的にできると、ゼロというわけにはいきませندでしょうけれども、今までの金額よりももうちょっと少なくともいいよとかいうふうな感じでですね、少しそういったところにもその努力をしていただいたらというふうに思いますが、これ、担当課の課長にお伺いしますが、いつまで続

けますか。こういうその補助金を出していくことについてですね、将来的に方向性というのがあるのかどうかですね、その点、今考えてるところで構いませんので、お尋ねをしたいと思います。

○議長（東勝一） 森本商工観光課長。

○商工観光課長（森本克也） ただいまの日野議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。私も遠い将来については、ちょっとまだわかりませんが、毎年度この金額でいっていうことを、単純に思っているわけではありません。私ども担当課としましては、砥部焼まつりの開催経費、こちらの方をまず積算を起こしまして、実際年々物価の高騰などで開催経費自体が上回ってきております。そのあたりを抑制しながら、組合さんの負担も増やしていただきながら、我々の予算は抑える。これがもう上限ですよということではないんですけど、とにかくもうこれ以上なるべく上げないっていうふうな取組を、我々としてはやってきております。日野議員さん先ほど言われたようにですね、当然補助金・交付金、このあたりにつきましては、団体にしてもイベントにしても自助努力で回っていくというのが理想でございます。これについては間違いないと思います。ただ、そこに持っていくためにですね、我々も努力は続けておるんですけども、なかなか負担をゼロにしていくというのは難しいと思います。ただ、毎年度厳しくですね、精査をしていくっていうことに関しましては、我々も一応取り組んでおりますので、もう少し予算の状況もございますから、更に厳しく判断をしていくということは、今後も必要ではないかなと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） 言われるようにですね、一気にゼロというわけには当然いかないわけでございますので、徐々に自助でですね、できる限りのことをやっていただくというふうな方向で、少し期間も見てですね、検討していただいたらというふうには思っております。先ほど金額を決めた後の精査をしてるというふうなことを言われましたですけども、普通例えば町からの交付金なんかをいただくんですね、個人でもそうですけども、私区長経験もありますので、自治会の交付金なんかをいただいたことがありますけども、そのときのきちっとしたやっば清算、それはもう領収書をきちっと持ってですね、目的外の使用はあるんかないんかとかですね、そういうところまではちゃんと調べられて、総務課の方に提出して、そこで承認いただくというふうな形でやってるわけですね。それが、こういう例えば700万あるいは600万というような形で、どんとこう出た場合にですね、そういう事業報告書みたいなのはもちろんあるんでしょうけども、ちゃんとしたその証拠書類を持ってですね、確認されているのかどうか、その点お伺いしたいと思います。

○議長（東勝一） 小中企画財政課長。

○企画財政課長（小中学） ただいまの日野議員さんの御質問にお答えいたします。ちゃんと精査ができていないか、そのあたりにつきましては、それも補助金ごとによるんですが、できていると、企画財政課の方の精査ではできているものと考えております。以上でございます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） ちゃんとできてると、担当課としてはそういうふうなことを思っていると

いうことでございます。意外とですね、個人なんかには厳しく団体には甘いというところも正直言っているように思いますけれども、しっかりとその担当課が出しているところの補助金や交付金については、しっかりとその監査をしっかりとさせていただいてですね、きちっとした形で目的外の使用がないかどうかというのを、ちゃんとするのはもうこれは当たり前なことなので、ただその事業報告書だけポンと来てですね、内々事業に600万とかいうような形でくるとですね、これはもう何のこっちゃさっぱりわからないと、こんなのをやっぱり町民に見せるわけにもいきませんので、だからそういうところ辺は、ほかのところの団体なんかと一緒にですね、きちっとした形で担当課はさせていただくように、ぜひこれはお願いしときます。愛媛県なんかでも、全部領収書も全部把握するというふうなことで聞いておりますので、ですから、町自体がですね、ちょっと中途半端な形で終わることのないように、しっかりとその分については精査をしていただきたいというふうに思っております。最後にちょっとお願いといたしますか、強く要望も含めてなんですが、負担金・補助金・交付金が町の財政運営と住民サービスに直結する極めて重要な支出であるということは間違いございません。だからこそ、先ほど言いましたようなその効果検証については、曖昧にせずですね、必要性・妥当性、将来への継続性について、町として責任を持った説明が求められるわけでございますので、今後は、成果の見える化と検証の仕組みづくりを一層強化していただきたいと。それによって、町民の理解と信頼につながる改善というのもですね、見えてこようと思っておりますので、その点を要望をいたしまして、第1問目の質問については終わりたいと思います。第2問目のJアラートの発令の避難行動についてでございます。我々は、このJアラートというのはですね、よく試験放送、これ、年に4回試験放送やってるんですね、5月28日、8月の20日、11月の12日、今度は2月の6日と。この4日間ですね、約11時頃に試験放送をやります。実は先日11月の12日、広田の消防署が落成の時に、ちょうどその時間帯に当たりまして、サイレンが鳴ってございましたけど、最初私も何のサイレンじゃろかと思ったんですけど、そういえば前の日にJアラートの試験放送するなあというふうな形でありましたので、それを聞いたんですが、1つにはですね、先ほどの答弁からしますと、あまりこのJアラートについてだけ特定することについてのですね、避難行動そのものはやられてないというふうな感じを受けたんですが、実際にですね、この4日間、Jアラート試験放送しますよと、鳴るか鳴らんかの試しのテストではないわけで、鳴って当然なので、この日に何かアクションを起こしてもですね、いいんじゃないかという気はするんですが、何か今までに、この年間4回あるんでしょうけども、これに、Jアラートに関する何かアクションを起こしたことっていうのはおありですかね。その点、最初に御質問したいと思います。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） 日野議員の御質問に対してお答えさせていただきます。私が把握している限りですね、この試験放送の日程で、何かしら特定の訓練をしたというのは、ちょっと記憶にはございませんが、あえて試験放送に合わせるのではなくて、放送の内容というのは当然録音されておるものですので、例えば町の総合防災訓練のときにですね、Jアラートの放送内容を流して訓練をするとか、学校施設とかですね、地震のときに、まずJアラートが鳴って

避難行動をとるといふような訓練の方は、恐らくやっておると思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） 確かにですね、このJアラートが発令するときの内容によって、メッセージの内容が違ふんですね。弾道ミサイルであれば、ミサイルが発射されましたとか、こういうふうなことは何回か繰り返して、こう言われる。先ほど町長答弁の中にもありましたようにですね、これ、Jアラートというのは、別に弾道ミサイルだけのときに発令するものじゃございませんので、緊急の地震速報とかですね、あるいはこれ震度5弱以上の予想がされる地震の場合にはこれが鳴るとか、あるいは大津波警報、このあたりは、ちょっと大津波警報はちょっと関係ないかなと思ったりはするんですが、そういうものとかですね、そういうふうなところでテロの問題、航空攻撃の問題とかで、ちょっとこれはなかなか考えにくいなあというふうなところで、Jアラート発令されますので、そのために文言が全部違ふんですね。その文言の内容もホームページに記載をされております。こういうときにはこういう放送のメッセージが流れますよっていうのはですね、書いておりますが、ちょっと紹介しますと、弾道ミサイル攻撃情報というのがあってですね、この放送内容は、これはもう恐らく全国统一版みたいなのところがあるんじゃないかと思えますけども、サイレンが鳴った後に、「ミサイル発射情報、ミサイル発射情報、当地域に着弾する可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオつけてください。」というのを3回繰り返すと。これが、Jアラート、弾道ミサイルが発射された場合には、これが3回鳴るといふような形で、それにいろいろこう内容が、メッセージが違ったような内容があります。こういう内容は、ホームページ見る人はわかります。見る人は、で、見ない人は、もう全く何のこっちゃというふうなことになってくるわけですね。ですから、もう少し、こうほかのホームページに書いとるからもうそれでオーケーだというふうなことじゃなくて、先ほど答弁の中にもあった広報紙とかですね、いろんところで、もう周知する。もう正直言いまして、この種の問題、災害の方の避難の問題もそうですけども、自分で自助の努力をして、自分でまず身の安全を守るといふのと、それと、周知しかないんですね。もうその2つで、あれを、何をせいこれをせい言うたところで、恐らくできんと思うんですね。弾道ミサイルの場合はですね、屋内に避難してください、発射された場合にはですね、あるいはそのコンクリート、硬い建物の中に行ってください、こういう形なんですね、避難場所としては。ですけど、家におるだけじゃないんですね、人というのは。例えば小学校なんか、中学校の学校におる間はそこにおればいいわけですけども、あるいはいろんな通勤とか登下校中とか、こういうところがもちろんあるわけですし、そのときになったとなれば、いち早いコンクリートのところを探して行かないかというふうなことになると。私が少し資料なんかで調べたものになりますとですね、約発射されてから着弾するまでにですね、5分から10分程度なんですね。もう何もできない。もう避難してもですね、もう家におる人はいいですよ、家におる人は。でも、それも木造建築だということになると、多少の被害があるかもしれませんが、まだいいと。屋外に出ておって、仕事されてる方とかいう方になると、ほしたらどこへ逃げるかと。もう5分や10分で何ができるかと。もうしゃがむしかないみたいな感じですね。そういう状況

になってくるわけですね。ですから、それぞれのパターンというのは、もういろんなパターンがあると思いますけれども、もう少しホームページだけではなくてですね、本当にこう誰でも理解できる、まあ極端に言うたらもうイラストでも何でも構いませんので、そういうもので、こういうものが発令されたらこういうところに逃げてくださいと、もしいかんかったら、もうこの場でね、どっかその陰に隠れてくださとかっていうふうなことを、周知徹底するっていうのを1つの方法じゃないかと思えますけども。その点、総務課長、どんなでしょうかね。そういうふうな周知の徹底の仕方、あるいはそのイラスト化してですね、何か住民に伝える、広報なんかのところにそれを載っけてですね、住民の方に伝えてもらうというふうな方法でやっていただくわけにはいきませんか、どうですか。

○議長（東勝一） 松田総務課長。

○総務課長（松田勲） お答えさせていただきます。町のホームページからでも内閣府の方のページに飛ぶことできると思うんですが、そこに非常にわかりやすいチラシを作成されております。今までも恐らく住民の方にですね、広報紙等でお知らせもしたんじゃないかと思えますが、継続的に見ていただくためにはですね、やはり防災マップのように、地震があったときにすぐこれ見たら避難方法とかわかるよというような、そういうものにですね、やはりこの弾道ミサイルに関しての避難行動というのを載せておけばですね、いざというときに活用は可能なんだと思えますし、日野議員さんおっしゃられたとおりですね、屋外におられてそういうものがないというときには、やはり事前に自分が知っておかないといけないということがありますので、機会を捉えて、きちんとどういうときにはこうしてくださというような場合を想定してですね、お伝えをしてまいりたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） 今の訓練に関してなんですが、ちょっと教育長の方にお尋ねをしたいと思うんですが、危機管理マニュアルというのは中学校の場合つくられておりますけれども、この中に、非常に細かくですね、弾道ミサイルに係る項目というのがあります。で、かなりですね、ここのときには、登下校のときにはどういう形でしたらいいのかとかですね、いろんなことを書かれておりますけど、この内容をですね、あるいは中学生にですね、説明したような今までの経験というのはございますか。どうですか、いかがですか。

○議長（東勝一） 伊達学校教育課長。

○学校教育課長（伊達定真） 日野議員さんの御質問にお答えをいたします。学校の方で、このJアラートに特化した訓練っていうものに関しては、実施はしたことはございません。ただ、危機管理マニュアルに関する記載内容については、避難訓練時に口頭で説明をして、その対応については、十分児童生徒の方に理解を図っていくっていう形での取組はしております。ただ、愛媛の方で実施したシェイクアウトえひめ、この分に関しては、もう全校で確実に実施はしておりますけれども、その4回のJアラートのときに併せて訓練というものもしておりませんし、危機管理マニュアルを児童生徒に配布して、それを基に説明をしていくっていうような形については実施していません。あくまで口頭での訓練時に説明をして促してい

るという形になっております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 日野議員。

○5番（日野恵司） その4回に併せての訓練をできてないということで、訓練のときにこの内容の説明はしてると。大変詳しくですね、書かれております。この中学校の危機管理マニュアルというのはですね、書かれておりますので、ぜひそのあたりをですね、再度年に1回でも、最低でもですね、その訓練時に必ず子どもたちに伝える。小学校も含めてでございますけれども、そういうところをしっかりとですね、していっていただいたらと。正直言いまして、誰しもですね、私を含めてそうなんすけど、弾道ミサイルが来るとは予測してないんですね。予想してないんですね。まあまず来んだろうというふうなことではしか思っておりませんが、想定外のことを想定するというのも1つの考え方ではございますので、何があっても不思議ではない今の世の中でございますので、しっかりとそのあたりも含めて想定をされてですね、やっていきたいというふうに思います。最後になりますけども、Jアラート発令時にはですね、初動の数分間、先ほど言いましたように、もう5分から10分の間がもう勝負となってきますので、この初動の数分間が町民の命を左右するわけでございます。確実な情報伝達、これは、避難誘導體制の強化というのは、自治体にとって必要だと思います。一番重要なことだと思っております。本町として、住民にとってわかりやすい、先ほど言いましたように、イラストかなんかでできたら一番誰が見てもわかるのかなというふうに思ったりしますので、わかりやすい、安心できる避難体制というのを構築していただくことを切に要望をいたしまして、本日私の2問の質問については終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（東勝一） 日野恵司議員の質問を終わります。本日の一般質問は以上とします。明日引き続き一般質問を行います。本日はこれで散会します。

午後2時14分 散会

## 令和7年第4回砥部町議会定例会（第2日）会議録

招集年月日	令和7年12月5日		
招集場所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和7年12月5日 午前9時30分 議長宣告		
出席議員	1 番 大平将司            2 番 木下いずみ            3 番 佐野沙知 4 番 高橋久美            5 番 日野恵司            6 番 木下敬二郎 7 番 柿本 正            8 番 東 勝一            9 番 原田公夫 10 番 小西昌博            11 番 佐々木公博            12 番 松崎浩司 13 番 佐々木隆雄            14 番 西岡利昌            15 番 三谷喜好		
欠席議員	なし		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長            古谷崇洋 教育長            大江章吾 企画財政課長    小中 学 商工観光課長    森本克也 保険健康課長    岩田恵子 子育て支援課長 堀潤一郎 農林課長            池田晃一 上下水道課長    松田博之 学校教育課長    伊達定真	副町長            門田敬三 総務課長            松田 勲 地域振興課長    善家孝介 税務課長            佐々木毅 介護福祉課長    白形大伸 建設課長            門田 作 町民課長            土居 透 会計管理者        古川雅志 社会教育課長    山本勝彦	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長        藤田泰宏 専門員兼庶務係長 酒井英生		
傍 聴 者	6人		

令和7年第4回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 認定第1号 令和6年度砥部町一般会計決算認定について
- 日程第3 認定第2号 令和6年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 日程第4 認定第3号 令和6年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第5 認定第4号 令和6年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について
- 日程第6 認定第5号 令和6年度砥部町とべの館特別会計決算認定について
- 日程第7 認定第6号 令和6年度砥部町下水道事業会計決算認定について
- 日程第8 認定第7号 令和6年度砥部町水道事業会計決算認定について
- 日程第9 議案第57号 砥部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第58号 砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第59号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第12 議案第60号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第13 議案第61号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第14 議案第62号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第63号 砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部改正について

- 日程第 16 議案第 64 号 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 65 号 砥部町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 66 号 砥部町火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 67 号 令和 7 年度砥部町一般会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 20 議案第 68 号 令和 7 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 21 議案第 69 号 令和 7 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 22 議案第 70 号 令和 7 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 23 議案第 71 号 令和 7 年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 24 議案第 72 号 令和 7 年度砥部町下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 25 議案第 73 号 令和 7 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 3 号）

・散 会

令和7年第4回砥部町議会定例会

令和7年12月5日（金）

午前9時30分開議

○議長（東勝一） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（東勝一） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。2番木下いずみ議員。

○2番（木下いずみ） 2番木下いずみでございます。議長の許可をいただきましたので、本日は2点質問させていただきます。1つ目、町内における町道脇の水路における安全対策について。町内には、町道に沿って水路が設置されている箇所が多くあります。そのうち、転落防止柵が整備されている区間もありますが、一部には未設置の区間が残っており、安全面で大変不安がある状況です。特に、県道194号線から八瀬団地へ入る町道は道幅が狭く、水路との距離も近いと、歩行者・自転車、車がすれ違う際に非常に危険性の高い箇所となっています。先日、松前町では高校生が自転車で走行中に用水路へ転落し、命を落とすという痛ましい事故が起きています。また、町内でも、知り合いの方が自転車で通行中に水路へ落ちかけたという実際のヒヤリ・ハット事例を聞いており、危険は常に目前にあると感じています。これらの事例から、町道脇の水路における安全対策は、住民の生命と日常の安全を守るために早急に取り組むべき喫緊の課題だと考えます。1つ目、転落防止柵の有無や危険箇所の把握はどのように行われているのか。2つ目、未設置区間について、今後の安全対策はどのように行うのか。以上2点について、町長の御所見をお伺いします。2つ目に、お米券の支給について。物価高騰対策として10月から半年間の水道基本料金の免除が行われていることは、住民生活支援の重要な一歩と評価しています。しかし、依然として食料品の値上がりは続いており、特に子育て世帯のお母さんからは、「おこめ券はいつ配布されるのか」との声もお聞きします。農林水産大臣は、令和7年11月14日の記者会見で「交付金を活用したおこめ券など支援策を自治体に推奨する」という趣旨の発言をされています。県内の自治体でも、実施に踏み切っているところもあり、状況は次のとおりです。松山市では、18歳以下の子どもがいる世帯を対象に「おこめ券」子ども1人当たり4,400円分を配布。東温市では、子育て世帯を対象に「おこめ券」子ども1人当たり3,080円分を配布。今治市では、全市民を対象に「おこめ券」1人当たり2,200円を配布しております。本町においても、国・県の動向、県内他自治体の実績を参考に、追加の独自支援制度を検討すべき状況にあると考えます。1つ目、農林水産大臣の「交付金を活用したおこめ券等の支援策を自治体に推奨する」という趣旨の発言について、町としてどのように考えているのか。2つ目、本町において「おこめ券支給」を行う場合、対象をどのように設定すべきと考えているのか。以上2点について、町長の御所見をお伺いいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 木下いずみ議員の御質問にお答えします。初めに、町内における町道脇

の水路における安全対策についてとの御質問ですが、木下議員御指摘のとおり、近年では住宅地と水路が近接する混住化が進み、水路への転落事故のリスクが高まっており、本町におきましても、今年1月に重光と久保田の水路で転落死亡事故が発生するなど、これまで以上に安全対策の強化が必要であると考えております。まず、転落防止柵の有無や危険箇所への把握はどのように行われているのかにつきましては、通学路点検のほか、住民からの情報提供等により個別には把握できているものの、町道や水路の管理延長が膨大であるため、全ての状況を把握ができていないのが現状となっております。2つ目の未設置区間について、今後の安全対策はどのように行うのかにつきましては、担当職員の定期的なパトロールや通学路点検などから危険箇所の把握に努めるとともに、地元の合意形成が整った箇所から、優先度の順に対策を講じてまいりたいと考えております。なお、御提案のありました箇所についても、現地確認を行っており、地域住民や水利組合と調整を行い、転落防止柵を設置する方向で検討してまいります。次に、大枠2点目となるお米券支給についての御質問ですが、まず、農林水産大臣の発言について、町としてどのように考えているのかにつきましては、私も大臣の発言の内容をホームページで確認したところ、大臣は、お米券で全てやってくださいではなく、自治体にとって負担が少ないやり方で支援してほしいという趣旨のことをおっしゃってございました。この発言を受け止め、今後、国の交付金が追加された場合、本町として、必ずしもお米券にこだわる必要はないと考えております。現時点では、国の交付金の詳細が明らかになっていないため確定的ではございませんが、本町の支援内容といたしましては、商品券等の配布も視野に入れたと考えております。また、今年度中に国の交付金を活用して児童1人につき2万円を給付する「子育て応援手当」を実施したいと考えておりますので、仮に商品券を配布する場合の対象者は、子育て世代に特化しない方向で考えております。以上で木下いずみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 木下いずみ議員。

○2番（木下いずみ） 古谷町長ありがとうございます。1つ目の町道における水路脇の安全対策なんですけど、町内でも死亡事故があったということで、とても悲しいことです。このようなことってというのが今後も起こらないためにも、町としても定期的な点検っていうのは、これからも継続していただきたいなと思います。それで、その危険度の高いところからの確認すべき区間っていうのを設定していくためにも、その危険度の高い低いっていうのを、どのような形で設定していくのかっていうところも含めて、教えていただきたいなと思います。もう1つ、住民からの危険箇所の情報であったりとか、その自治体の区長さんからいろんな情報が入ってくると思うんですけど、その窓口っていうのが、住民から見るとどこにそういうことを相談したらいいんだろうっていうこともあると思うので、こういうところに相談をさせていただきたいところが明確に分かるような窓口であったりとか、そのお知らせっていうのをできないかなと思います。いかがでしょうか。

○議長（東勝一） 門田建設課長。

○建設課長（門田作） 木下議員さんの御質問にお答えいたします。まず1つ目の危険度の設定でございますが、国が出しております防護柵の設置基準があります。それに基づいて、職員

の方が現地を見に行きまして、多分、現場ケースバイケースやと思いますんで、道路の利用状況、通学路とか、その辺を踏まえまして判断していきたいと考えております。で、情報の窓口でございますが、これにつきましては建設課の方で受け付けしておりますので、今後は、広報等でその辺周知するようにいたしますので、よろしく願いいたします。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 木下いずみ議員。

○2番（木下いずみ） 門田課長ありがとうございます。基準があるということで、それに伴って判断をしていくということ、わかりました。窓口の方も建設課が窓口ということで、広報でもお知らせをしてくださるということで、また、住民の方にもそういった情報が分かるようになるなと思います。そこで、危険度の高い箇所について、もし仮にここはちょっと早急に改善したらいいなっていうところが町としてもなった場合、年末にかけて慌ただしい時期だとは思いますが、そういったところには柵をつけるとかっていうんだったら、時間もかかったりお金もたくさんかかってしまうかもしれないので、掲示板みたいな感じで立て看板みたいなとかコーンのようなものとか、簡易的にも早急にできるようなものを工夫して設置したりっていうところも、1つの検討課題に入れてくださるようなことはございませんか。

○議長（東勝一） 門田建設課長。

○建設課長（門田作） 木下議員さんの御質問にお答えいたします。対策ができるまでに時間がかかるところについては、看板を立てるなどコーンを置くなど、現場の方対応していきたいと思っておりますので、御理解いただいたらと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 木下議員。

○2番（木下いずみ） そしたら、1つ目の前向きに改善できることを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。そしたら、2つ目のお米券の支給についてなんですけど、先日3日ですかね、自治体向けの説明会があったと思われるんですけど、私たちも報道の部分でしかよく内容の方が把握できないんですが、その説明会であった内容を基に、私の中で理解したことについて、ちょっと御質問させていただきたいんですけど、町長としても今後住民に対する食料品への支援っていうことで御検討をしてくださるようなお話だと思うんですけど、その配布をするにいたって、お米券だけが、私もお米券でいいとかっていうそういう思いではないんですけど、その食料品っていうのは、やっぱり御家庭それぞれに高騰してきているので、負担がかなり増えていると思うので、何かの対策をとっていただきたいなと思っています。でも、それがスピード感を持ってしていただきたいっていうところもあるし、その国の交付金のいつ入る入らないっていう部分もあると思うんですけど、速やかにできるようなことっていうことに対して、町としては、その担当の職員さんたちの負担っていうのも多分また増えてくると思うんですよね。なので、そのお米券ではなく、そのクーポン券なり何か紙媒体ではなくて、アプリとかなんかいろいろ電子決済的なものの活用とかっていうのも考えたりはあるんでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 木下いずみ議員の御質問にお答えをいたします。まずおっしゃるとおり

スピード感というものは非常に大事だと思っております。ですが、まだ閣議決定をされた段階でございますので、どれぐらいの予算が組まれ、予算はですね、閣議決定の段階でございます。この後、議会で議決をされて、どれぐらいの規模になるのか、どれぐらいのタイミングで入ってくるのか、そして、その推奨メニュー等の詳細がまだ定かではありませんので、なかなかそのスピード感を私たちが出したいと思っても、そのあたり、なかなか難しさがあるということは御承知おきいただければと思います。ただ、そういつて入ってきた場合、職員もですね、本当にスピード感を持って対応してもらえるように、私としても働きかけていきたいと思いますし、そこに関してですね、庁内、役場内全員で一緒に頑張っていきたいなというふうに思っております。そして、そのアプリケーションの活用については、一切今のところは考えておりません。というのはですね、やはりアプリケーション使える方、あるいは使えない方ということで、どうしても差が出てきてしまうこととなります。しかも、そのアプリケーションの導入であったりっていうところにもですね、ほかの業務が発生することとなりますので、そのスピード感を持って対応するというのと、今回に関しては合理性がないというふうに考えますので、アプリケーションの利用というものは、今回念頭には置いておりません。なので、そういったこともですね、御承知おきいただければ幸いです。以上です。

○議長（東勝一） 木下いずみ議員。

○2番（木下いずみ） 説明ありがとうございます。配布をする場合、全町民に対してだと理解をしておるんですが、その場合の目安となる金額的なものなどのお考えは、どのようにありますでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 木下いずみ議員の御質問にお答えをします。こちら先ほどの答弁と同じ形になるんですが、やはり予算規模が全く自治体に入ってくるものは想定はできるんですけども、確たるものではないので、なので、そのほかにもいろいろと物価高騰に関するメニューとかもあって、そのあたりもしっかりと勘案して考えないといけない中で、具体的に金額ってというのは、今申し上げることは不可能であると考えております。以上です。

○議長（東勝一） 木下いずみ議員。

○2番（木下いずみ） 金額については、質問が申し訳なかったですね。やはりその財源が必要だと思いますので、その金額が入るめどが立った場合には、是非とも町民全員に対しての支給を、速やかにスピード感を持って実施していただきたいなと思っております。これで私の質問は終わらせていただきます。

○議長（東勝一） 木下いずみ議員の質問を終わります。6番木下敬二郎議員。

○6番（木下敬二郎） 皆様改めましておはようございます。議席番号6番、木下敬二郎でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に基づき2問質問をさせていただきます。まず1問目の事案でございますが、砥部児童館の今後についてお伺いいたします。現在、岩谷口にある砥部児童館は、昭和44年4月1日に開館され、建築後56年が経過し、老朽化は著しく、耐震対策も十分とは言えない状況です。令和6年度の砥部児童館利用人数は1万9,246人の実績で、1日当たり65名の児童が利用しています。建物の耐用年数は大幅に超過しており、

本来なら建て替えをしなければならぬ状況にあります。町長の政策集の中で、「子育て支援を積極的に、大胆に。」と掲げられており、民間企業と連携した新たな児童館の創設とあります。砥部児童館の今後についてどの様な展望を持っておられるのか、町長の御所見をお伺いいたします。2問目でございます。砥部焼陶石受注停止への対応と今後の展望についてでございます。令和7年10月31日付け愛媛新聞におきまして、砥部焼原料の陶石を砥部町内で唯一採掘してきた伊予鉱業所の受注停止が報じられました。現在、砥部焼協同組合に加入している会員の窯元約70軒の対応としまして、11月18日の臨時総会におきまして、採掘権や土地、機材など一式を購入する方針が決定されました。採掘場の購入は、将来にわたって原料を確保する解決策になりますが、原料を安定的に供給する事業を成り立たせるためには、採掘・加工・供給といった陶石を生産するための一連のプロセスが重要となります。今後におきまして、陶石の品質確保を維持していく上で、県からの技術的な支援や助言はあるのか、また、安定した運営主体の維持、そして何より重要となる採掘や製造の専門知識を持つ人材の確保及び後継者の育成など、支援を必要とする協同組合に対してどのような展望を持っておられるのか、町長の御所見をお伺いいたします。以上2点、よろしくお願ひいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 木下敬二郎議員の御質問にお答えします。初めに、砥部児童館の今後についてとの御質問ですが、岩谷口区集会所と併用している同館の老朽化が進んでおりますことは、木下議員の御指摘のとおりでございます。こうした状況の中、岩谷口区につきましては、令和8年度以降に同館に隣接するプール跡地に単独で集会所を建設する予定となっており、児童館の今後につきましても検討する時期であろうと考えております。岩谷口区集会所の建築に伴い、外遊びに使用していた場所がなくなることから、現在地での建て替えは行わず、今後の利用者数の推移や財政状況等を踏まえた上で、既存遊休施設等への移転や他施設との集約・統合、民間企業との連携など、多角的に検討してまいりたいと考えております。次に、砥部焼陶石受注停止への対応と今後の展望についてとの御質問ですが、陶石の受注停止に関する受け止めについては、面岡議員への答弁のとおりです。愛媛県からの支援につきましては、県窯業技術センターにおいて、陶石の成分分析や品質評価など、専門的な技術支援が可能であり、安定的な原料供給に向けた助言が得られるものと認識しております。また、事業継承が実現した場合には、木下議員の御指摘のとおり、採掘や製造に関する専門知識を有する人材の確保と後継者育成が喫緊の課題であると認識しており、町単独での対応には限界もあることから、国・県と連携して必要な支援を行ってまいりたいと考えております。2027年に砥部焼は磁器焼成250周年の節目を迎えることから、安定的な原料供給体制の構築とともに、砥部焼の持続的な発展のため、関係機関との連携を強化し取り組んでまいります。以上で木下敬二郎議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 木下敬二郎議員。

○6番（木下敬二郎） 御答弁をいただきありがとうございます。砥部児童館については、今後の利用者数の推移や財政状況等を踏まえた上で、既存遊休施設等への移転や、他施設との集約・統合、民間企業との連携など、多角的に検討していくとのことですが、具体的に考えら

れておられるものはあるのでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 木下議員の御質問にお答えをいたします。具体的に今決まっていることなどは、この場ではありません。ただですね、令和8年度以降に、予算編成方針の中にも公共施設の再編であったりってことをですね、書かせていただいております。その中で、砥部地域でもですね、そういった機能が重複している施設であったり、なかなか費用対効果のないような施設に関しては、検討するというのをですね、していこうと思っているところでございます。ですので、そういった状況を踏まえながらですね、適切な判断をしていきたいというふうを考えております。ですので、御質問に対する答弁としては、今具体的にそれを申し上げるところはないというところでございます。以上です。

○議長（東勝一） 木下敬二郎議員。

○6番（木下敬二郎） ありがとうございます。ぜひ御検討をよろしく願いいたします。続けてお伺いいたします。砥部児童館は、開館から56年8か月が経過しており、昭和56年以前の建築建物であることから、旧耐震基準に基づいて建築された建物であり、現行の判定評価に基づく耐震補強工事が実施されておらず、児童福祉施設として必要とする耐震性能を有しないまま現在に至っていると思います。耐震性能が不足するため、地震災害の際には利用できず、防災上の観点からも早急な対応が求められますが、建て替え、移転までの間、どのように耐震性能を確保していくつもりでしょうか。児童館の将来ビジョンと耐震化に向けた今後のスケジュールについて、見解を求めます。よろしく願いいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 木下議員の御質問にお答えをいたします。確かにですね、その建設から56年経過しており、そのあたりの問題というのは、非常に私も喫緊の課題であると認識しております。逆に、ここまでこの状況が続いてきたことに関しても、私もゆゆしき問題であると認識をしております。ですので、スケジュールに関しては、なかなか今決まっていることはお伝えはできないんですが、やはりそのあたり含めて、スピード感を持って検討していきたいというふうを考えております。答弁としては以上とさせていただきます。

○議長（東勝一） 木下敬二郎議員。

○6番（木下敬二郎） どうぞよろしく願いいたします。砥部児童館は先ほど申しましたように、建築後56年8か月が経過していることから、老朽化は進んでおり、建物のひずみなども見られるということもお聞きしております。そういうことから、早急な対応が不可欠と考えます。公共施設の耐震化は法律に基づく義務であり、特に旧耐震基準に基づいて建築された建物に対しては、耐震診断や改修が求められています。これにより、地震災害時の安全性を確保し、被害を最小限に抑えることが目的とされています。砥部児童館は平屋建てであることから、耐震改修促進法の対象となる建物の基準には該当していませんが、建築後56年8か月経過した木造の建物であり、早急な耐震対応すべきと考えます。また、今後において、建て替え、移転や他施設との集約統合などの場合には、現在の岩谷口地区ではなく、砥部小学校校区の中心地である大南地区近隣への移転を検討いただくように要望いたします。砥部児童館の

休館日は月曜日、祝日となっており、土曜日、日曜日も利用できることから、砥部小学校校区以外からも1日平均10名程度の利用者が来館されているのが現状でございます。現在の立地条件では、不便を感じている利用者も多く、ぜひとも大南地区近辺への砥部児童館の移転を要望いたしまして、この質問については終わりたいと思います。続きまして、砥部焼陶石受注停止への対応と今後の展望についてお伺いいたします。昨日の面岡議員の質問内容と重複するところもありますが、御容赦願います。今回砥部焼共同組合では、陶石の採掘事業取得継承する方針を決定し、採掘権や採石場を含む山林約11ヘクタールのほか、製土・選別工場、掘削機や土練機などの重機類、焼成窯などの全ての業務を事業継承する予定です。今後弁護士を交えた契約交渉を行って、原料確保から器づくりまでを組合が担う一貫体制に転換し、生産の長期的な安定を目指していく方針です。事業継承が実現した場合には、会員の出資金増額や、金融機関からの借入れなどで資金調達する必要があり、金額的にも高額になることが予想されることから、昨日の面岡議員の質問に対する町長答弁にもありましたように、砥部町としても、砥部焼振興事業交付金の交付とともに、クラウドファンディングの取組や企業版ふるさと納税の活用を是非ともお願いするとともに、砥部町のみではなく、愛媛県としての伝統産業を守っていく観点からも、国・県からの補助金取りつけが必要であると考えますが、現行制度の中で該当するものはあるのでしょうか、御所見をお伺いいたします。

○議長（東勝一） 森本商工観光課長。

○商工観光課長（森本克也） ただいまの木下議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。私ども、この話をお聞きした後ですね、国・県それぞれ問い合わせを入れまして、補助金等の確認をさせていただきました。結果ですけれども、残念ながら現行制度の中で、そういう補助制度はないというところが現実でございます。ただ、これに関しましては、今現行でないということですので、我々としても国・県等にですね、働きかけを行いまして、できる限りそういう御支援がいただけないかということですね、取り組んでまいりたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 木下敬二郎議員。

○6番（木下敬二郎） 御答弁ありがとうございました。是非とも知恵を出し合って、国・県からの補助金を取りつけられるよう頑張っていただけたらと思います。事業継続においても持続可能な生産体制を構築するまでには時間の要すること、また陶石採掘事業が軌道に乗るまでは、採掘機や土練機等のメンテナンスに伴う固定費等の諸経費も予定されておりますので、行政や地域が一丸となって、砥部町の基幹産業である砥部焼を支えていかなければなりません。磁器創業の1777年から2年後に250年となりますが、この間、陶石が途絶えた時期はないとのことでございますし、今後においても未来永劫継続するためにも、行政や地域が一丸となって全面的に応援することを要望いたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（東勝一） 木下敬二郎議員の質問を終わります。高橋久美議員。

○4番（高橋久美） 4番高橋久美でございます。議長の許可をいただきましたので2点質問させていただきます。1点目。運転免許証の自主返納時にガソリン給油券の追加を。本町では、

運転免許証を自主返納する高齢者に対して、乗車券等を交付して返納しやすい環境を整備するとともに、高齢者による交通事故の抑制と生活を支援しています。乗車券等の種類はいずれのとおりで、金額は5,000円、交付は1人1回限りです。全国交通系のICカードのチャージ券、これは伊予鉄バスになります。町内のタクシー会社の利用券、町内の協力事業所で利用できる自転車等の購入助成券、町内の協力事業所で利用できるシニアカー等の購入助成券、これは、自主返納をした高齢者の方から、「タクシー券が便利だと考え選択したが、結局使わずに有効期限が来てしまい、もったいないことをした。自分の車がないと、家族の車で病院や買い物の送迎をしてもらうことになる。ガソリン給油に使える券があれば、ありがたいのに」という御要望をお聞きしました。本町では、身体障がい者手帳、療育手帳などを持つ方が申請できる障がい者タクシー利用等助成券が、タクシー利用のほか、登録した車両に町内4か所のガソリンスタンドで給油に使用できます。これを応用して、バスや自転車、シニアカーを利用できず、家族の自家用車を利用する高齢者のために、「ガソリン給油券」の追加を提案し、町長の御所見をお伺いいたします。2点目です。子宮頸がん予防、公的検診にHPV検査の導入を。女性特有のがんであり子宮頸がんの主な原因となるヒトパピローマウイルス、HPV感染の有無を調べるHPV検査は、2024年度から、自治体が行う公的検診として導入できるようになりました。推奨年齢は30歳から60歳、2025年6月時点で横浜市など4自治体しか実施していませんが、厚労省の調査では337自治体が導入予定、737自治体が検討中と回答しています。日本では、年間1万人以上が子宮頸がんにかかり、亡くなる人は年間3,000人に上ります。近年は若い世代に発症が増え、罹患率は20代から増加し、30代から40代でピークを迎えます。治療で子宮を摘出、あるいは放射線治療により妊娠できなくなる人もおり、一番問題なのは、患者数や死亡者数が10年以上減少していない、これ、増えていることなんです、ことです。子宮頸がんの主な原因となるHPVは、性行為などによってほとんどの人が一度は感染し、その一部の人で自然にウイルスが排除されず、がんを発症します。予防には定期的な検診とワクチン接種が有効ですが、検診受診率は4割程度と低く、ワクチン接種は効果よりも副作用が誇大に取り上げられたため、先進国に比べて進んでおりません。これは、10年遅れが出ております。子宮頸部の細胞の形に異常がないかを調べる従来の細胞診に対し、HPV感染の有無を調べるのがHPV検査です。子宮頸がん発症のリスクを、保持者であるHPV感染者を、細胞診により早く見つけられます。8割から9割程度が感染していない陰性となりますが、陰性ならば次の検査は5年後で済みます。2年に1回の受診が必要な細胞診と比べて、受診者の大幅な負担軽減にもつながるため、多くの国で細胞診からHPV検査への移行が進んでいるのです。自治体が導入するには様々な課題もありますが、がんの前段階にある状態の早期発見・治療につなげられ、女性の命を守る役割を果たすHPV検査を、本町でも検討していただきたい。町長の御所見をお伺いいたします。以上2点、よろしくお伺いいたします。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 高橋議員の御質問にお答えをします。初めに、運転免許証の自主返納時にガソリン給油券の追加をとの御質問ですが、本事業を開始した平成30年度は、運転免許返納制度の認知度が低く、自主返納の機運がなかったこと、併せて高齢者の生活支援として運転

免許証自主返納支援事業をスタートしましたが、開始から現在まで制度を継続する中で、その目的は達成されたとの判断に至っております。理由といたしましては、事業開始より7年の間、およそ700人の返納実績があり、一定の効果が得られたこと、また、令和4年5月に施行された改正道路交通法により、75歳以上の方が運転免許証を更新する際、これまでの認知機能検査に加え、一定の違反歴があった場合は、運転技能検査の受検が義務づけられるなど、交通法令においても厳しく見直しされていることが挙げられます。さらに、本事業における支援が一過性のものであり、返納後の継続した支援としての効果が薄いことなどを総合的に検討した結果、この制度はその役割を十分に果たし、廃止という段階に至っていると考えております。御提案のガソリン給油券の追加につきましても、その趣旨は高齢者の日常を支えるという意味で非常に筋が通った御提案ではございますが、現在の制度を整理し、返納時の一時的な支援ではなく、公共交通やのりあいタクシーといった移動支援施策を中心に、効率的で持続可能な支援にシフトしてまいりたいと考えております。次に、子宮頸がん予防、公的検診にHPV検査の導入をとの御質問ですが、当該検査は、高橋議員御認識のとおり令和6年4月から市町村が実施する子宮頸がん検診に新たに追加されております。現行の細胞診単独法の受診間隔が2年ごとであるのに対し、HPV検査単独法では受診者の8割から9割の方が陰性となり、その方たちは5年ごとの受診間隔となるため、受診者の負担軽減もメリットとして挙げられております。しかしながら、陽性となった方のうち、数年後に子宮頸がんになる可能性があることとされた方については、毎年追跡検査を続けていくこととなり、受診結果により次回の検査時期や内容が異なるなどの複雑性もある上、推奨年齢外の方は、引き続き隔年での細胞診単独法と併用実施となり、個別管理は更に複雑となってまいります。HPV検査単独法では、検診受診状況を長期に追跡するためのデータベースの整備、検診結果に応じた適切な受診勧奨のための市町村や検診実施機関等における精度管理体制の構築、検診実施機関等を構成員とした子宮頸がん検診運営委員会の設置が前提条件となっているなど、導入に係る体制整備が必要となっております。HPV検査単独法は、昨年度から導入された検査であり、まだまだ不明な点も多いため、今後は、県内他市町の導入状況を注視するとともに、現在実施している細胞診単独法について、さらに受診率が上がるよう、引き続き努力してまいります。以上で高橋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） 答弁が思わぬ方向にあって、ちょっと戸惑っておりますけれども、目的は果たしたと言われましたけれども、今後、本町でなく全国的に高齢化が進み、本町のようなバスしか公共機関がない場合に限られた場合、現役で車運転する方は、これどう考えても増えると思っています。この廃止のお考えですが、近隣の市町、愛媛県、全国の都道府県でも様々なアイデアで支援していると思いますけれども、全国的な流れで廃止というのは進んでいるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（東勝一） 白形介護福祉課長。

○介護福祉長（白形大伸） ただいまの高橋議員さんの御質問にお答えいたします。全国的な流れ、全国的なところまでの把握はしておりません。ただ、お隣のですね、松山市につきまし

ては、令和6年度末をもちまして、この事業、周知が完了したということで、終了しております。以上でございます。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） 松山市で終了と今承ったんですが、松山市の場合は電車もあり、いろいろ本町とは全然交通機関の充実さが違うと思いますので、ここは比べられないかなと今思いました。やはり、本町ならではの取組というか、いろんな支援がありますけれども、やはり継続はしていただきたいかなというのは、これ本音なんですけれども、これは昨日ですね、この廃止の意向ですけれども、日野議員の一般質問にもありましたが、補助金等の見直しの中で、これ浮上してきたことなのかなと、ちょっと一瞬思ったんですが、このあたりどういうふうな流れでなったのか、お教えてください。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 高橋議員の御質問にお答えをいたします。まず前提としてなんですけれども、交付金であったり補助金であったりっていうのは、その目的がございます。どういったものを目指して、そのための支援を行っていくか、公共としてサポートしていくかということでございます。今回の事業に関しては、運転免許証の返納の機運を高める、そして、知っていただくというものが目的でございます。ですので、交通の支援っていうものは、副次的なものに近いというふうな理解でございます。ですので、高橋議員のおっしゃるその交通の支援については、のりあいタクシーの継続的な制度の見直しであったり、より利便性の向上であったり、あるいは広報を通じて、その地域公共交通のニュースを発信するなどを通して、そういった様々な形での交通支援を行うべきと考えております。ですので、この事業の目的は達したという判断を合理的にいたしましたので、来年度に関しては廃止するということでございます。ですので、その目的が実はですね、複合的にあるんですけれども、ちょっと認識が私と高橋議員の中でずれていたもので、再度説明をさせていただきました。この運転免許証に係る事業に関しては、目的を、改めてですが達成したというふうに判断をしたということでございます。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） これまあ私見にはなりますけれども、免許を返納するっていうことはですね、移動の足がなくなるだけではなくて、その方の尊厳にも関わることだと私は感じております。自分の意思でハンドルを切って、行き先を決めていたのを、自分以外の人に委ねるという決断であると思います。家族の心配や事故の可能性など頭では分かっている、なかなか手放せないのは、不便になるのに加えて、社会から必要とされない疎外感なども、複雑な感情があるのかなとっております。町長のおっしゃる、その目的を達成したというのはわかるんですけれども、これはですね、今までの仕事や子育て、身分証明書として運転免許証を使っていたと思うんですけれども、この御自分の人生においてかけがえのないものであった運転免許証を、お返しするということへのねぎらいと敬意の意味もあったかと思っております。もう廃止の方向で進んでいると思うんですけれども、やはりそのあたり来年から廃止するとなると、何で今年から何かもらえないのかなと思われる方もおられると思うんですけれども、住民座談会等で御

意見を聞くとか、丁寧な説明をするとか、これは必要だと思うんですが、そのあたりいかがお考えでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 高橋議員の御質問にお答えをします。その周知に関しましては、これ、昨日の日野議員の御質問に対する答弁でもありましたとおり、その見直した結果っていうものをですね、しっかりとお伝えをする必要があるんじゃないかなというふうに思っております。ですが、この本事業に関しましては、しっかりと再度申し上げますが、目的は達成したというふうな理解でございます。確かに、その高橋議員の御説明にあったように、複合的な要因はあろうと思うんですけれども、ですので、そういった判断の結果っていうものはですね、しっかりと町民の方にもお伝えする場を大事にしたいなと思います。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） のりあいタクシーとか、そういう充実と言われましたけれども、バスは森松・砥部線は赤字路線でして、松山市中心部へ出るのに片道1,000円ほどかかります。利用者も限られて、今後の存続は、かなり危機的な状況であるのは承知のとおりであると思いますが、のりあいタクシーもとてもいい取組でありますけれども、校区内で利用の範囲が限られておりますし、地域差もあって、なかなか十分な支援にはつながっておりません。このあたり、もっと進めていかれるお考えはありますでしょうか。以前、委員会でも提案させていただいたんですけれども、宮内校区は別として、砥部校区と麻生校区の方が役場へ来られる折、そこだけのにりあいタクシーを利用できるようにとか、医院やスーパーの少ない砥部校区と宮内校区を合区として利用できるところを増やすとか、いろいろ提案はしたんですけれども、そのあたり、今後持続可能な支援と言われましたけれども、考えておられることがありましたらお聞かせください。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 高橋議員の御質問にお答えをします。私もですね、そのあたりに関して、何とか区域のことであったりっていうのができないかということで、就任して以降ですね、地域振興課、そしてそのですね、のりあいタクシーの今後検討する地域公共交通会議において、もう既にその区域については検討をしているところでございます。特に今ですね、お話のあった役場のところに関してはですね、その地域公共交通会議において継続審議となっておりますので、そういったプラスアルファのですね、より精度をよくするということは、継続的に行っております。ただ、審議の状態ですので、それが決まったっていうことは、今この場ではお伝えができないんですけれども、そういった結果につきましてはですね、しっかりとお伝えをさせていただきたいなというふうに思っております。ですが、従前から申し上げているとおり、こののりあいタクシー制度をいかにですね、すばらしいものにしていくか、そして、先ほどおっしゃいました交通のメインである伊予鉄道のバスあるいはJRのバスさんといかにですね、その事業者さんと、いかに何と言うんでしょう、相互がしっかりと理解をして、しっかりと一番いいよねという制度になるように、私たちは、断続的ではなく継続的に審議、そして作業を進めておりますので、そのあたりは御安心いただければと思います。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） 前向きな答弁がいただけてうれしいです。以前ですね、公明党の方で政策の交換会があったんですけれども、その折に、伊予鉄バスの専務さんと話す機会がありました。これからEVバス等の導入も考えられているということで、赤字路線の森松・砥部線にEVの補充する拠点などを、何か支援していただけたらありがたいということ、正式な話ではありませんけれども、雑談の中で伺ったことがございます。今、松山市がそういう伊予鉄バス等に行っている助成金みたいなものは、砥部町にはないと思うんですけれども、今後そのような要求があって、それがバス路線の維持や住民の方の足に充足するものならば、考えていくお考えはあるのでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 高橋議員の御質問にお答えをします。そのEVのステーションに関しましてはですね、伊予鉄道さんからお話をいただいておりますが、そのですね、大岩橋の転回場の狭さとか時間の問題とかで、なかなか難しさっていうのがあるんじゃないかなと。ですが、これは、継続的に実は検討しているところでございます。その路線のですね、補助金に関しては、今ですね、何かいただいている話でもありませんので、その過程に関するですね、回答は今難しいかなというふうに思っております。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） 全部ウィン・ウィンっていうのは本当難しいと思うんですけれども、やはりしっかりトップセールスを発揮していただいて、砥部町住民のために、充足した足を確保していただきたいと思います。よろしく願いいたします。1点目の質問はこれで終わります。2点目ですけれども、なかなか、この体制整備に横浜市であっても1年弱かかったと聞いております。この検査を受ける人にとっては、従来と変わらずに細胞診と同じで、そのとったものをもし悪ければ、もう一度その細胞診を使って再検査ができるというのは、女性にとって負担が少ない、これは、女性でないと分からないと思いますけれども、産婦人科というのは、本当に敷居が高いのです。そのあたりも、なかなか男性の思考といいますか、そのあたり難しいとは思いますが、この検査を取り入れる意義もありまして、やはり20代、30代、40代で発症するということは、結婚もですが、出産と、後小さいお子さんがまだおると仮定すると、お母さんが亡くなってしまうということもあります。これは、今の段階では、なかなか取り入れるのは難しいのは最初から分かっておりましたけれども、私が2023年の6月議会で、带状疱疹ワクチンの助成を訴えた時の答弁は、前の町長でありましたが、国の動向を注視して有効性を周知啓発するという答弁でした。公明党では全国3,000人の地方議員がおりますけれども、ネットワークを利用して粘り強く訴えてまいりました。この粘り強く訴えたおかげで、ワクチン費用を助成する自治体が増加しまして、それは、国を動かしました。その動向を見て、今年度からの助成がスタートした経緯を伺っております。これは、地方議会から国を動かした実例であります。今は無理でも、2年から3年のうちに状況が変わることは、十分にあり得ます。その時のために、本町の課題を洗い出して、すぐに取りかかれるように準備をしていくことは可能だと思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（東勝一） 古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 高橋議員の御質問にお答えをします。そのですね、まずやはり横浜市等を含めた他自治体の有効事例、優良な事例というものをですね、まず調査・研究するところから始める、それが準備にも当たると思いますので、そういったところはですね、担当課含めて前向きに行っていこうと考えております。答弁は以上です。

○議長（東勝一） 高橋議員。

○4番（高橋久美） 本町には、かけがえのない命を守るために、熱心に学んで働く職員さんがたくさんいらっしゃると思っております。ぜひとも導入に向けて、しっかり学んでいただいて、女性の健康・命を守る取組をしていただきたいと思います。これをもって質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（東勝一） 高橋久美議員の質問を終わります。以上で一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。再開は午前10時50分の予定です。

午前10時32分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~

日程第2	認定第1号	令和6年度砥部町一般会計決算認定について
日程第3	認定第2号	令和6年度砥部町国民健康保険事業特別会計決算認定について
日程第4	認定第3号	令和6年度砥部町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第5	認定第4号	令和6年度砥部町介護保険事業特別会計決算認定について
日程第6	認定第5号	令和6年度砥部町とべの館特別会計決算認定について
日程第7	認定第6号	令和6年度砥部町下水道事業会計決算認定について
日程第8	認定第7号	令和6年度砥部町水道事業会計決算認定について

（決算特別委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（東勝一） 再開します。日程第2、認定第1号、令和6年度砥部町一般会計決算認定についてから日程第8、認定第7号、令和6年度砥部町水道事業会計決算認定についてまでの7件を一括議題とします。決算特別委員長の報告を求めます。小西決算特別委員長。

○決算特別委員長（小西昌博） 令和7年第3回定例会において、閉会中の継続審査として決算特別委員会に付託されました、認定第1号から認定第7号までの決算認定に関する7件について、審査の結果を御報告申し上げます。去る10月1日、3日、6日の3日間、本特別委員会を開催し、令和6年度の砥部町各会計の決算について、各担当課から、歳入歳出決算書及び主要施策成果説明書等の資料に基づいて説明を求め、予算執行状況の適否並びにその行政効果等について審査を行いました。その結果、各会計の決算は、予算の議決目的及び施策に基づき、いずれも適正に執行されていると認められ、よって、認定第1号から認定第7号までの

7件は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。今回の審査において各委員から出されました意見・要望等については、十分御検討の上、今後の町政運営に反映していただくことを申し添え、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。認定第1号から認定第7号までの7件については、一括して討論及び採決を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第7号までの7件については、一括して討論及び採決を行うことに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。認定第1号から認定第7号までの7件に対する委員長の報告は認定です。報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、認定第1号から認定第7号までの7件は、委員長の報告のとおり認定されました。

~~~~~

## 日程第9 議案第57号 砥部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第9、議案第57号、砥部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） それでは、議案第57号につきまして御説明をさせていただきます。議案第57号、砥部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。砥部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。令和7年12月5日提出、砥部町長古谷崇洋。提案理由でございますが、児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、提案をさせていただくものでございます。この乳児等通園支援事業でございますけれども、一般的には子ども誰でも通園制度と呼ばれておりまして、保育所等に通っていない6か月から2歳までの児童が1人当たり月10時間を上限にですね、保育所等が実施する保育を利用できる制度でございます。国におきまして、令和8年度から各市町での実施が義務化されてるものでございます。本町におきまし

でもですね、公立の保育施設で実施予定ではございますが、民間事業所が実施する場合、町が認可をする必要があることから、今回この基準条例を制定するものでございます。内容でございますが、第3条において、設備及び運営に関する基準を定めており、国の基準をもって町の基準とすると定めるものでございます。なお、国基準の内容でございますけれども、事業者が遵守しなければならない設備の基準であったり、職員配置等の基準というものを、この基準で定めておるものでございます。附則でございます。この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 57 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第 57 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 10 議案第 58 号 砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について  
(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第 10、議案第 58 号、砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。小中企画財政課長。

○企画財政課長（小中学） それでは、議案第 58 号について御説明申し上げます。砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正する条例を次のように定める。令和 7 年 12 月 5 日提出、砥部町長古谷崇洋。3 ページを御覧ください。提案理由でございますが、令和 8 年 2 月から地方公共団体情報システムの標準化に関する法律における標準化基準に適合した業務系システムの運用を開始するに当たり、当該システムにおいて住登外者の登録及び管理を行うため、所要の改正について提案するものでございます。それでは、改正内容について御説明いたします。資料の新旧対照表をお願いします。まず、住登外者とは町外に住所を有する人を指しますが、第 2 条第 7 項に、住登外者の定義を追加いたします。次に別表でございますが、下線太字の部分追加された箇所となっております。別表第 1 に、町独自に管理ができ

る特定個人情報を含めていますが、町長、教育委員会それぞれに、住登外者の宛名情報を加えます。別表第2では、各事務において利用できる特定個人情報が定められていますが、それぞれ「住登外者宛名情報」を加えます。また、住登外者の情報の管理に関する事務において、特定個人情報を利用できるよう項目を追加いたします。また、別表第3に、町長から教育委員会への住登外者宛名情報を提供できるよう項目を追加いたします。議案書3ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたします。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第58号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。



日程第11 議案第59号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について  
(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第11、議案第59号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田恵子） 議案第59号について御説明を申し上げます。議案第59号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について。砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和7年12月5日提出、砥部町長古谷崇洋。次のページをお願いいたします。提案理由でございますが、従前の砥部町健康づくり計画及び食育推進計画策定委員会において、自殺対策計画についても審議等を行うため、提案するものでございます。改正内容につきましては、資料の新旧対照表をお願いいたします。第2条関係、別表「砥部町健康づくり計画及び食育推進計画策定委員会」を「砥部町健康づくり計画等策定委員会」に改め、同項中「健康づくり計画及び食育推進計画」に「自殺対策計画」を加えるものでございます。議案書にお戻りください。附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。また、この改正に伴い、砥部町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正いたします。資料の新旧対照表の2ページをお願いいたします。第2条関係、別表「健康づくり計画及び食育推進計画策定委員会委員」を「健康づくり計画等策定委員会委員」に改めるものでございます。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 59 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思いを。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第 59 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 12 議案第 60 号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について  
(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第 12、議案第 60 号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松田総務課長。

○総務課長（松田勲） それでは、議案第 60 号について御説明申し上げます。砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について。砥部町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。令和 7 年 12 月 5 日提出、砥部町長古谷崇洋。13 ページをお願いいたします。下段の提案理由ですが、令和 7 年 8 月 7 日の人事院勧告並びに同年 10 月 6 日の愛媛県人事委員会勧告に従い、議会議員及び特別職の期末手当の額並びに職員及び会計年度任用職員の給与の額等を改定するため、提案するものでございます。なお、今回の改正では、砥部町職員の給与に関する条例をはじめ、5 つの条例を一括で改正いたします。それでは、改正内容について御説明申し上げますので、資料の新旧対照表をお願いいたします。第 1 条改正は、砥部町職員の給与に関する条例の一部改正で、町職員の通勤手当、給料及び 12 月の特別給などについて改正を行います。第 9 条は、2 ページにかけて通勤手当の支給額を改めており、片道 10 キロ以上の距離区分ごとに 200 円から 7,100 円の幅で引上げを行います。2 ページ下段の第 18 条の 3 は、初任給調整手当について、上限月額を 1,000 円引き上げます。3 ページを御覧ください。第 19 条は、常勤職員及び定年前再任用短時間勤務職員の 12 月の期末手当の支給割合を改めるもので、それぞれ 0.025 月分引上げを行います。第 19 条の 4 は、4 ページ上段のとおり、非常勤職員及び定年前再任用短時間勤務職員の 12 月の勤勉手当の支給割合を改めるもので、それぞれ 0.025 月分引上げを行います。また、4 ページ中段から 13 ページにかけては、行政職及び医療職の給料表を改めるもので、平均改定率は 3.06%となっております。14 ページをお願いいたします。第 2 条改正は、同じく砥部町職員の給与に関する条例の一部改正で、町職員の令和 8 年度以降の通勤手当、ボーナスについて改正を行います。第 9 条は、これまで条例で定めていた通勤手当の額を規則に委任することとし、上限額を 6 万 6,400 円とするよう改めます。15 ページをお願いします。下段の第 19 条は、16 ページにかけて常勤職員及び定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合を改めるもので、現状と比し年間で 0.025 月分の引上げとなるよう調整する改正を行います。16 ページの第 19 条の 4 は、常勤職員及び定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合を改めるもので、期末手当と同様、年間で 0.025 月分の引上げとなるよう調整する改正を行います。18 ページを願

いします。第3条改正は、砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、第6条において、議会議員の12月の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げます。次のページをお願いします。第4条改正は、同じく砥部町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、第6条において、議会議員の令和8年度以降の期末手当の支給割合を現状と比し年間で0.05月分引上げとなるよう調整する改正を行います。次のページをお願いします。第5条改正は、砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正で、第4条において、町長、副町長及び教育長の12月の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げます。次のページをお願いします。第6条改正は、同じく砥部町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正で、第4条において、町長、副町長及び教育長の令和8年度以降の期末手当の支給割合を、現状と比し年間で0.05月分引上げとなるよう調整する改正を行います。次のページをお願いします。第7条改正は、砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、27ページにかけて会計年度任用職員の給料表を改めております。28ページをお願いします。第8条改正は、砥部町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正で、第5条において扶養手当の支給対象者から配偶者を除き、各号を繰り上げるよう改めております。下段から29ページにかかる第15条においては、第5条の改正に伴い配偶者の定義規定を追加するよう改めます。それでは、議案書の13ページにお戻りください。附則です。この条例は、公布の日から施行いたします。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和8年4月1日から施行いたします。また、第2項では、改正規定の遡及適用について定めており、第3項では、改正前の規定に基づき支給された給与等は、改正後の給与等の内払とみなすよう定めております。以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第60号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

### 日程第13 議案第61号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第13、議案第61号、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） それでは、議案第 61 号につきまして御説明をさせていただきます。第 61 号、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 7 年 12 月 5 日提出、砥部町長古谷崇洋。2 ページ目の方を御覧ください。提案理由でございますが、児童福祉法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改定に伴い、引用箇所を改正するため、提案するものでございます。まず、この家庭的保育事業につきまして御説明させていただきますが、保育士などの資格を持つ方が自宅等でですね、3 歳未満の乳幼児を預かる事業でございます。この事業の認可につきましては町が担っておりまして、そのため、この条例で基準を定めているものでございます。ただ、砥部町内にはですね、この事業を実施されておられる方はいらっしゃらないという状況でございます。改正内容でございますが、新旧対照表をお願いします。第 13 条につきましてはですね、児童福祉法の改正に伴う条ずれを修正をさせていただきます。第 18 条第 2 項におきましては、この事業の利用に際しまして、乳幼児の事前健康診断が不要となる場合を追加規定しておるものでございます。議案書にお戻りください。附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 61 号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。  
[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第 61 号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 14 議案第 62 号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第 14、議案第 62 号、砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） それでは、議案第 62 号につきまして御説明をさせていただきます。議案第 62 号、砥部町放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。砥部町放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 7 年 12 月 5 日提出、砥部町長古谷崇洋。提案理由でございますけれども、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正

を行うため、提案するものでございます。この放課後健全育成事業でございますけれども、これ、放課後児童クラブのことでございまして、保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びと生活の場を提供している事業でございます。この基準をこの条例で定めているという状況でございます。内容でございますが、第12条におきまして、法律の改正に伴い、条ずれの修正を行うという内容でございます。附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第62号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第15 議案第63号 砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部改正について (説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第15、議案第63号、砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） それでは、議案第63号につきまして御説明をさせていただきます。議案第63号、砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部改正について。砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和7年12月5日提出、砥部町長古谷崇洋。提案理由でございますが、保育料を改定するため、提案するものでございます。この放課後健全育成事業は、先ほど申し上げましたが放課後児童クラブのことでございまして、利用に際しまして、住民税の状況に応じて、この条例に基づき保育料を徴収させていただいておるところでございます。現在、児童クラブ利用者には、この保育料と併せまして、保護者会費として、おやつや教材費を現金で徴収させていただいているところでしたが、今回、現金徴収の負担を解消するためにですね、保護者会費に当たる費用、概ね月額1,000円程度を保育料に含めさせていただいて、一般会計において管理したいというふうに考えております。内容でございますが、新旧対照表を御覧ください。まず、7・8月以外の月につきまして各階層月額1,000円を、夏季休暇中であります7・8月につきましてはですね、これ、朝から看護する、長時間看護をする都合上、おやつなどについては2回提供させていただくことからですね、各階層月額2,000円を増額させていただきたいと考えておるものでございます。備考欄でございますが、ひとり親世帯や障がい者のいる世帯についても同様の金額を増額させていただくものでございます。本文にお戻りいただいたらと思います。附則でござい

ます。この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第63号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第16 議案第64号 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第16、議案第64号、砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。堀子育て支援課長。

○子育て支援課長（堀潤一郎） それでは、議案第64号につきまして御説明をさせていただきます。議案第64号、砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和7年12月5日提出、砥部町長古谷崇洋。提案理由でございますが、児童福祉法等の改正に伴い、引用箇所を改正するため、提案をするものでございます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業とはですね、町から施設型給付費の支給対象として、確認を受けた認定こども園や幼稚園、保育所のことでございまして、内容でございます。新旧対照表を御覧ください。第25条でございます。法律改正に伴う条項の修正をさせていただくものでございます。議案書にお戻りください。附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第64号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 17 議案第 65 号 砥部町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部改正について

(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長(東勝一) 日程第 17、議案第 65 号、砥部町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。池田農林課長。

○農林課長(池田晃一) 議案第 65 号について御説明いたします。砥部町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部改正について。砥部町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 7 年 12 月 5 日提出、砥部町長古谷崇洋。一番下の提案理由をお願いします。農業者数及び農地面積の減少に伴い、農業委員会等に関する法律施行令第 5 条及び第 8 条の規定に基づきまして、委員の定数を減じるものです。別表の新旧対照表をお願いします。今回の改正箇所ですが、まず第 2 条に規定する農業委員の定数、現行「18 人」を「14 人」に改めます。また、第 3 条に規定する推進委員の定数「17 人」を「13 人」に改めます。議案書にお戻りください。附則の第 1 項としまして、この条例は、公布の日から施行することとしております。第 2 項としまして、在任中の委員についての経過措置を定めております。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いします。

○議長(東勝一) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(東勝一) 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 65 号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(東勝一) 異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 18 議案第 66 号 砥部町火入れに関する条例の一部改正について

(説明、質疑、総務産業建設常任委員会付託)

○議長(東勝一) 日程第 18、議案第 66 号、砥部町火入れに関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。池田農林課長。

○農林課長(池田晃一) 議案第 66 号について御説明いたします。砥部町火入れに関する条例の一部改正について。砥部町火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 7 年 12 月 5 日提出、砥部町長古谷崇洋。一番下の提案理由をお願いします。伊予消防等事務組合火災予防条例の一部改正により、林野火災に関する注意報に係る条文が追加されたため、提案するものです。別添の資料の新旧対照表をお願いします。第 14 条の第 1 項と第 2 項に、それぞれ「林野火災に関する注意報」を追加いたします。議案書にお戻りください。

附則としまして、この条例は、令和8年1月1日から施行することとしております。以上で説明を終わります。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第66号は、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第19	議案第67号	令和7年度砥部町一般会計補正予算（第6号）
日程第20	議案第68号	令和7年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第21	議案第69号	令和7年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第22	議案第70号	令和7年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
日程第23	議案第71号	令和7年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第1号）
日程第24	議案第72号	令和7年度砥部町下水道事業会計補正予算（第4号）
日程第25	議案第73号	令和7年度砥部町水道事業会計補正予算（第3号） (説明、質疑、所管常任委員会付託)

○議長（東勝一） 日程第19、議案第67号、令和7年度砥部町一般会計補正予算第6号から日程第25、議案第73号、令和7年度砥部町水道事業会計補正予算第3号までの7件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。小中企画財政課長。

○企画財政課長（小中学） 私からは議案第67号の一般会計から議案第71号のとべの館特別会計までの補正予算について、一括して御説明申し上げます。初めに、一般会計補正予算書の1ページをお願いします。議案第67号、令和7年度砥部町一般会計補正予算第6号ですが、第1条では、今回の補正は、歳入歳出予算に2億4,995万4,000円を追加し、補正後の総額を106億2,936万8,000円としています。第2条では、地方債の変更について定めています。令和7年12月5日提出、砥部町長古谷崇洋。3ページをお願いします。歳出の主なものについて御説明いたします。初めに、全般的事項といたしまして、人事院勧告並びに県人事委員会勧告に基づく給与改定等に伴い、給与及び職員手当など人件費を6,911万円増額しております。それでは、款ごとに御説明いたします。1款議会費は、58万1,000円増額します。議会だよりの印刷製本費7万7,000円の追加などです。2款総務費につきましては、4,234万7,000円を増額します。のりあいタクシー運行委託料260万4,000円及びふるさと応援寄附金の受入れ額増に伴う関係経費1,595万9,000円の追加などです。3款民生費は、8,467万7,000円増額します。障がい福祉サービス費1,362万5,000円及び私立認定こども園に支払う施設型給付費負担金3,540万3,000円の追加などです。4款衛生費は、508万3,000円増額いたします。

急患医療センターの市町負担金 46 万円の追加などです。6 款農林水産業費は、6,543 万円増額します。奨励果樹等育成対策事業費補助金 434 万円、愛媛野菜広域集出荷施設建設負担金 399 万円及び株式会社グリーンキーパーの経営権譲渡関係経費 5,077 万円の追加などです。7 款商工費は、512 万 4,000 円増額します。旧麻生幼稚園跡地の分筆登記委託料 228 万 1,000 円の追加などです。8 款土木費は、3,409 万 6,000 円増額いたします。大規模盛土造成地の安全性を評価するための調査委託料 1,680 万円及び砥部浄化センターの水質改善応急対応関係経費等に対する公共下水道事業会計への補助金及び負担金 855 万 8,000 円の追加などです。10 款教育費は、1,261 万 6,000 円増額します。文化庁の子供舞台芸術鑑賞体験支援事業に係る大型バス借上料 26 万 9,000 円及び砥部中学校の体育大会等選手派遣助成金 100 万 5,000 円の追加などです。2 ページをお願いします。歳入でございます。財源といたしまして、10 款地方交付税を 3,157 万 7,000 円、14 款国庫支出金を 2,553 万 3,000 円、15 款県支出金を 911 万 5,000 円、16 款財産収入を 5,035 万円、17 款寄附金を 5,273 万 1,000 円、19 款繰越金を 7,934 万 8,000 円、21 款町債を 130 万円それぞれ増額いたします。4 ページをお願いします。地方債の補正です。町営住宅出渡瀬団地解体事業の財源といたしまして、過疎対策事業債 130 万円を追加いたします。一般会計は以上です。続きまして、国保特別会計補正予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 68 号、令和 7 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号ですが、1 条では、今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算に 3,624 万 7,000 円を追加し、補正後の総額を 22 億 1,492 万 2,000 円に、直営診療施設勘定の歳入歳出予算を 508 万 4,000 円減額し、補正後の総額を 4,945 万 8,000 円としています。令和 7 年 12 月 5 日提出、砥部町長古谷崇洋。3 ページをお願いします。事業勘定の歳出でございます。1 款総務費は、18 万円増額いたします。人件費の追加です。2 款保険給付費は、2,734 万 9,000 円増額します。一般被保険者受診件数の増加に伴う療養給付費等の追加などです。5 款保健事業費は、23 万 1,000 円増額します。人件費の追加です。7 款諸支出金は、848 万 7,000 円増額します。県交付金の超過交付分を返還いたします。2 ページをお願いします。歳入です。財源として、4 款県支出金を 2,724 万 9,000 円、6 款繰越金を 379 万 5,000 円、7 款諸収入を 520 万 3,000 円増額します。5 ページをお願いします。直営診療施設勘定の歳出です。1 款総務費を 508 万 4,000 円減額いたします。人件費の減額となっております。4 ページをお願いします。歳入でございます。財源としておりました 8 款繰入金を同額 508 万 4,000 円減額いたします。国保特別会計は以上です。続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 69 号、令和 7 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号でございます。第 1 条では、今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算に 10 万円を追加し、補正後の総額を 4 億 1,192 万 5,000 円としています。令和 7 年 12 月 5 日提出、砥部町長古谷崇洋。3 ページをお願いします。歳出でございます。3 款諸支出金を 10 万円増額します。保険料の過年度還付金 10 万円の追加です。4 ページをお願いします。歳入でございます。財源といたしまして、6 款繰越金を 10 万円増額します。後期高齢者医療特別会計につきましては以上でございます。続きまして、介護保険特別会計補正予算書の 1 ページをお願いします。議案第 70 号、令和 7 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号でございます。第 1 条では、保険事業

勘定の歳入歳出予算に 354 万 5,000 円を追加し、補正後の総額を 23 億 3,260 万円に、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算に 42 万 7,000 円を追加し、補正後の総額を 4,321 万 7,000 円としています。令和 7 年 12 月 5 日提出、砥部町長古谷崇洋。3 ページをお願いします。保険事業勘定の歳出でございます。1 款総務費を 198 万円増額いたします。税制改正に伴うシステム改修委託料の追加などです。4 款地域支援事業費を 126 万 5,000 円増額します。人件費の追加です。7 款諸支出金を 30 万円増額します。保険料の過年度還付金 30 万円の追加でございます。2 ページをお願いします。歳入です。財源として、3 款国庫支出金を 134 万 2,000 円、4 款支払基金交付金を 13 万 9,000 円、5 款県支出金を 19 万 1,000 円、7 款繰入金を 129 万 4,000 円、8 款繰越金を 57 万 9,000 円増額いたします。5 ページをお願いします。介護サービス事業勘定の歳出でございます。2 款サービス事業費を 42 万 7,000 円増額します。人件費の追加です。4 ページをお願いします。歳入です。財源として、2 款繰入金を 42 万 7,000 円増額いたします。介護保険特別会計は以上でございます。続きまして、とべの館特別会計補正予算書の 1 ページをお願いします。議案第 71 号、令和 7 年度とべの館特別会計補正予算第 1 号でございますが、第 1 条では、今回の補正は、歳入歳出予算に 77 万 1,000 円追加し、補正後の総額を 5,498 万 8,000 円としています。令和 7 年 12 月 5 日提出、砥部町長古谷崇洋。3 ページをお願いします。歳出です。1 款館運営費を 77 万 1,000 円増額します。人件費の追加でございます。2 ページをお願いします。歳入です。財源としておりました 2 款繰越金を 77 万 1,000 円増額いたします。とべの館特別会計につきましては以上でございます。以上で私からの説明を終わります。

○議長（東勝一） 松田上下水道課長。

○上下水道課長（松田博之） それでは、議案第 72 号、73 号を一括で御説明申し上げます。まず初めに、議案第 72 号、令和 7 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 4 号について御説明申し上げます。補正予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 72 号、令和 7 年度砥部町下水道事業会計補正予算第 4 号。第 1 条、令和 7 年度砥部町下水道事業会計の補正予算第 4 号は、次に定めるところによる。第 2 条、令和 7 年度砥部町下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入につきまして、第 1 款下水道事業収益、第 1 項営業収益では、職員の児童手当に係る負担金の減額により、補正予定額を 19 万円減額し 1 億 6,127 万 5,000 円とし、第 2 項営業外収益では、砥部浄化センター水質改善応急対応の費用、企業債利息上昇による支払利息の増加、人件費等の財源不足に対する一般会計からの補助金として、補正予定額を 861 万 1,000 円増額し 3 億 2,841 万 5,000 円とし、収入合計を 4 億 8,974 万円とするものでございます。支出につきまして、第 1 款下水道事業費用、第 1 項営業費用では、砥部浄化センターの水質改善応急対応に伴う希釈水利用の水道代及び水質検査料、人件費の増額により、補正予定額を 558 万 7,000 円増額し 4 億 4,408 万 8,000 円とし、第 2 項営業外費用では、企業債の利率上昇による支払利息の増額により、補正予定額を 305 万 4,000 円増額し 1,353 万 9,000 円とし、支出合計を 4 億 5,808 万 7,000 円とするものでございます。第 3 条、予算第 4 条本文括弧書中、不足する額と補填財源を次のとおり改めるとともに、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入につきまして、第 1 款下水

道資本的収入、第3項補助金では、企業債利率の見直しによる元金償還金の減額により、一般会計からの補助金、補正予定額を3万7,000円減額し1,795万9,000円とし、収入合計を3億4,235万9,000円とするものでございます。支出につきまして、第1款下水道資本的支出、第1項建設改良費では、人件費の減額により補正予定額を31万1,000円減額し3億5,605万5,000円とし、第2項企業債償還金では、企業債の利率上昇により元金の償還額が減額となり、補正予定額を164万1,000円減額し1億7,006万3,000円とし、支出合計を5億2,627万9,000円とするものでございます。第4条、予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費を74万2,000円増額し、5,751万5,000円に改めます。令和7年12月5日提出、砥部町長古谷崇洋。以上で議案第72号の説明を終わります。続きまして、議案第73号、令和7年度砥部町水道事業会計補正予算第3号について御説明申し上げます。補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第73号、令和7年度砥部町水道事業会計補正予算第3号。第1条、令和7年度砥部町水道事業会計の補正予算第3号は、次に定めるところによる。第2条、令和7年度砥部町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入につきまして、第1款水道事業収益、第1項営業収益では、職員の児童手当に係る負担金の増額により、補正予定額を12万円増額し3億8,573万7,000円とし、収入合計を4億1,886万9,000円とするものでございます。支出につきまして、第1款水道事業費用、第1項営業費用では、人件費の増額により、補正予定額を51万3,000円増額し3億5,307万2,000円とし、第2項営業外費用では、繰越工事の完成に伴う企業債の新規借入により支払利息が増額したため、補正予定額を137万4,000円増額し3,662万4,000円とし、支出合計を3億9,024万6,000円とするものでございます。第3条、予算第4条本文括弧書中、不足する額と補填財源を次のとおり改めるとともに、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。支出につきまして、第1款下水道資本的支出、第1項建設改良費では、人件費の増額により、補正予定額を17万5,000円増額し2億2,018万7,000円とし、第2項企業債償還金では、繰越工事完成に伴う新規借入により元金償還金が増額したため、補正予定額を192万4,000円増額し1億5,691万4,000円とし、支出合計を3億7,710万1,000円とするものでございます。第4条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。職員給与費を70万2,000円増額し、3,709万9,000円に改めます。令和7年12月5日提出、砥部町長古谷崇洋。以上で議案第67号から議案73号までの説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（東勝一） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第67号から議案第73号までの7件については、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号から議案第73号までの7件については、所管の常任委員会に付託す

ることに決定しました。各常任委員会に付託しました議案の審査報告については、12月12日の本会議でお願いします。

以上で本日の議事日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

午前11時49分 散会

## 令和7年第4回砥部町議会定例会（第3日）会議録

招 集 年 月 日	令和7年12月12日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和7年12月12日 午前9時30分 議長宣告		
出 席 議 員	1 番 大平将司 4 番 高橋久美 7 番 柿本 正 11 番 佐々木公博 14 番 西岡利昌	2 番 木下いずみ 5 番 日野恵司 8 番 東 勝一 12 番 松崎浩司	3 番 佐野沙知 6 番 木下敬二郎 9 番 原田公夫 13 番 佐々木隆雄
欠 席 議 員	10 番 小西昌博      15 番 三谷喜好		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長                      古谷崇洋 教育長                    大江章吾 企画財政課長            小中 学 商工観光課長            森本克也 保険健康課長            岩田恵子 子育て支援課長         堀潤一郎 農林課長                 池田晃一 上下水道課長            松田博之 社会教育課長            山本勝彦	副町長                    門田敬三 総務課長                 松田 勲 地域振興課長            善家孝介 税務課長                 佐々木毅 介護福祉課長            白形大伸 建設課長                 門田 作 町民課長                 土居 透 会計管理者               古川雅志	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長            藤田泰宏 専門員兼庶務係長      酒井英生		
傍 聴 者	1 人		

令和7年第4回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 議案第57号 | 砥部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について                                    |
| 日程第2  | 議案第58号 | 砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第3  | 議案第59号 | 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について   |
| 日程第4  | 議案第60号 | 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について  |
| 日程第5  | 議案第61号 | 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について                                   |
| 日程第6  | 議案第62号 | 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について                                |
| 日程第7  | 議案第63号 | 砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部改正について   |
| 日程第8  | 議案第64号 | 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について                           |
| 日程第9  | 議案第65号 | 砥部町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部改正について  |
| 日程第10 | 議案第66号 | 砥部町火入れに関する条例の一部改正について   |
| 日程第11 | 議案第67号 | 令和7年度砥部町一般会計補正予算（第6号）   |
| 日程第12 | 議案第68号 | 令和7年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）   |
| 日程第13 | 議案第69号 | 令和7年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  |
| 日程第14 | 議案第70号 | 令和7年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）   |

日程第 15 議案第 71 号 令和 7 年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 16 議案第 72 号 令和 7 年度砥部町下水道事業会計補正予算（第 4 号）

日程第 17 議案第 73 号 令和 7 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 3 号）

日程第 18 議員派遣

・閉 会

令和7年第4回砥部町議会定例会

令和7年12月12日（金）

午前9時30分開議

○議長（東勝一） ただいまから、本日の会議を開きます。日程に入るに先立ち報告します。15番三谷喜好議員、10番小西昌博、伊達学校教育課長から欠席届が提出されております。

~~~~~

日程第1 議案第57号 砥部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の制定について

（厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（東勝一） 日程第1、議案第57号、砥部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。委員長の報告を求めます。松崎厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（松崎浩司） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第57号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第57号については、砥部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例の制定を行うものです。審査において、委員からは、民間事業所は本事業の実施を希望しているのかとの質問に対し、現時点では、人的な余裕がないため、実施の考えはないと聞いているとの説明がありました。また、利用時間について、委員から利用時間の上限が月10時間では少ないのではないのかとの質問に対し、この制度は子ども目線で設計されており、親のリフレッシュ目的であれば既存の一時保育事業を利用する使い分けを推奨するとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第57号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第58号 砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(東勝一) 日程第2、議案第58号、砥部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長(佐々木隆雄) 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第58号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第58号については、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく標準化基準に適合した業務系システムの運用を開始するに当たり、当該システムにおいて町内非在住者の登録及び管理を行うため、所要の改正を行うもので、特に委員からの質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第58号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長(東勝一) 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(東勝一) 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長(東勝一) 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長(東勝一) 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第59号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長(東勝一) 日程第3、議案第59号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。松崎厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長(松崎浩司) 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第59号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第59号については、健康づくり計画及び食育推進計画策定委員会に、自殺対策計画の進捗管理や審議等の機能を追加するため、所要の改正を行うものです。審査において、委員からは、自殺対策計画は今回新たに設けられたものかとの質問に対し、自殺対策計画は元からあったが、今回の改正で他の計画と期間を同

じくし、3本建てで推進していくことになったとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第59号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第4 議案第60号 砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正について (総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第4、議案第60号、砥部町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（佐々木隆雄） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第60号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第60号については、人事院勧告並びに愛媛県人事委員会の勧告に従い、議会議員及び特別職の特別手当の額並びに職員及び会計年度任用職員の給与等の改定を行うものです。審査において、委員からは、職員の最高給与額、他市町との給与格差、通勤距離の測り方、最も遠方から通勤している職員の距離と人数についての質問に対し、最高給与額は医療職、医師です。で、月間140万円弱、年収ベースで2,000万円程度であること、職員給与については、県条例を準用しているため、他の市町と比べ給与格差はないと考えている。また、通勤距離は申告制で、主要な道路を通った距離をマップ等で確認していること、最も遠方からの通勤者は35km以上40km未満の区分で2人であるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第60号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 60 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 5 議案第 61 号 砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第 5、議案第 61 号、砥部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。松崎厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（松崎浩司） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 61 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 61 号については、児童福祉法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条文の引用箇所を改正するもので、特に委員からは質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第 61 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 61 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 6 議案第 62 号 砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第 6、議案第 62 号、砥部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。松

崎厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（松崎浩司） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 62 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 62 号については、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、放課後児童クラブの基準を定めている条例の条項の修正など、所要の改正を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第 62 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論はありませんか。  
[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。  
採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。  
[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。  
よって、議案第 62 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第 7 議案第 63 号 砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部改正について (厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第 7、議案第 63 号、砥部町放課後児童健全育成事業条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。松崎厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（松崎浩司） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 63 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 63 号については、放課後児童クラブ保育料の改定を行うものです。審査において、委員からは、生活保護世帯、A階層は保育料がゼロだったが、今回の改正で実質的な負担が増えるのかとの質問に対し、A階層の方も、今まで保育料はゼロであったが、おやつ代として 1,000 円を現金で徴収しており、今回その 1,000 円を保育料に含めて口座引き落としに変更するだけであり、実質的な保護者の負担は変わらないとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 63 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論はありませんか。  
[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 63 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 8 議案第 64 号 砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第 8、議案第 64 号、砥部町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。松崎厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（松崎浩司） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第 64 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 64 号については、児童福祉法等の改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の引用箇所の改正を行うもので、特に委員から質疑はありませんでした。以上のような審査を行い、議案第 64 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 64 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 9 議案第 65 号 砥部町農業委員会の委員等の定数に関する条例の一部改正について  
(総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第 9、議案第 65 号、砥部町農業委員会の委員等の定数に関する条例

の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（佐々木隆雄） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 65 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 65 号については、農業委員会等に関する法律施行令の規定に基づき、農業委員と推進委員の定数の見直しを行うものです。審査において、委員からは、推進委員の具体的な役割はどの質問に対し、推進委員は、農地利用最適化のための現場活動が主であり、特に意欲ある農業者に農地集約への協力を働きかけるとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 65 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 65 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第 10 議案第 66 号 砥部町火入れに関する条例の一部改正について (総務産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（東勝一） 日程第 10、議案第 66 号、砥部町火入れに関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（佐々木隆雄） 総務産業建設常任委員会に付託されました、議案第 66 号について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 66 号については、伊予消防等事務組合火災予防条例の一部改正により、林野火災に関する注意報に係る条文が追加されるため、砥部町火入れに関する条例の一部改正を行うものです。審査において、委員からは、「裸火」、裸の火と書きます、の定義とはどの質問に対し、裸火とは、炎、火、または外部に露出した発熱部であって、可燃物が触れた場合に瞬時に着火する恐れがあるものとの説明がありました。以上のような審査を行い、議案第 66 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 66 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 11 議案第 67 号 令和 7 年度砥部町一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 12 議案第 68 号 令和 7 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 13 議案第 69 号 令和 7 年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 14 議案第 70 号 令和 7 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 15 議案第 71 号 令和 7 年度砥部町とべの館特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 16 議案第 72 号 令和 7 年度砥部町下水道事業会計補正予算（第 4 号）

日程第 17 議案第 73 号 令和 7 年度砥部町水道事業会計補正予算（第 3 号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（東勝一） 日程第 11、議案第 67 号、令和 7 年度砥部町一般会計補正予算第 6 号から日程第 17、議案第 73 号、令和 7 年度砥部町水道事業会計補正予算第 3 号までの 7 件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。松崎厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（松崎浩司） 厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算 4 件について、審査の内容及び結果を御報告申し上げます。議案第 67 号、令和 7 年度砥部町一般会計補正予算第 6 号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、人件費を追加するほか、民生費では、私立認定こども園利用者への給付費が不足し、3,540 万 3,000 円を追加しています。また、障がい者等の移動支援事業費が利用時間の増加により、98 万 6,000 円を追加しています。教育費では、中学校の部活動における選手派遣費助成金 100 万 5,000 円を追加しています。審査において、委員からは、光熱水費の不足が目立つことについて、今後一括契約などで経費節減はできないかとの質問に対し、電気料金については、現在も一括による安価な契約で使用しており、来年度の当初予算には、今現在の電気料金の値上げを想定した金額を反映させる予定であるとの説明がありました。また、障がい者移動支援事業費について、委員から、利用件数の増加は、単に対象者数の増加か、あるいは利用回数が増加したのかとの質問に対し、利用人数に大きな増加はなく、距離や時間が増えたことによる増加であるとの説明がありました。さらに、中学校の選手派遣による移動手段について、委員から、公用のマイクロバスを利用することにより経費節減できないかとの質問に対し、公用バスは、現在、温泉の運行として週 3 回稼働しており、部活動の新人戦・総体など、大会日程と運転手の確保も含め、調整が可能であれば検討していきたいとの説明がありました。次に、議案第 68 号、令和 7 年度砥部町国民

健康保険事業特別会計補正予算第3号は、事業勘定に3,624万7,000円の追加、直営診療施設勘定に508万4,000円の減額を行なっています。支出の主なものは、人件費を追加するほか、受診件数の増加に伴い、不足が見込まれる一般被保険者療養給付費の負担金2,469万6,000円と、一般被保険者高額療養費の負担金254万8,000円をそれぞれ追加しています。審査において、委員からは、高額療養費が増額となっている原因はとの質問に対し、医療費自体が高額になっていることが原因だと考えられるとの説明がありました。次に、議案第69号、令和7年度砥部町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ10万円を追加しています。過年度分の修正申告などにより、当初見込みを上回る還付金が発生したため追加するもので、特に委員から質疑はありませんでした。次に、議案第70号、令和7年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第3号は、保険事業勘定に354万5,000円、介護サービス事業勘定に42万7,000円をそれぞれ追加しています。支出の主なものは、人件費の追加と令和7年度税制改正に伴う介護保険法施行令の改正に対応するため、システム改修の委託料191万6,000円を追加するもので、特に委員から質疑はありませんでした。よって、議案第67号から第70号までの4議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（佐々木隆雄） 総務産業建設常任委員会に付託されました、補正予算4件について、審査の内容と結果を御報告申し上げます。初めに、議案第67号、令和7年度砥部町一般会計補正予算第6号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、人件費を追加するほか、総務費では、デジタル化推進事業として、業務の「見える化」及び比較分析を行うためのクラウドツール導入システム委託料24万8,000円と、のりあいタクシー事業において、利用者増加と運賃の値上がりにより事業費が不足するため、委託料260万4,000円をそれぞれ追加しています。農林水産業費では、JA全農えひめ等が松前町に野菜の県内広域集出荷施設を新設するに当たり、町の野菜出荷割合に応じて建設費用の一部を負担するもので、399万円を追加しています。また、果樹等の産地化を推進するため、農業団体が推奨する優良品種の苗木等の購入に対する補助として434万円を追加しています。商工費では、旧麻生幼稚園跡地への企業誘致に向けた、分筆登記を行うための委託料228万1,000円を追加しています。土木費では、国が示す盛土等の安全対策推進ガイドラインに基づき、大規模盛土造成地である大南ニュータウンの安全性を評価するための調査として、委託料1,680万円を追加しています。また、公共下水道事業において、浄化センターの水質改善応急対応等の財源不足、農業集落排水事業の追加分も併せて、864万1,000円を追加しています。審査において、委員からは、クラウドツール「ガバメイツピット」の具体的な内容はとの質問に対し、非効率な業務やノンコア業務を洗い出し、業務の省略化や標準化を通じて行政全体の生産性を向上させるBPRの一環であるとの説明がありました。また、ふるさと納税について、委員から、ふるさと納税の寄附金増加の要因はとの質問に対し、紅まどんなや、せとか、はるみ、はるひめといった人気返礼品を昨年度より2倍以上確保することができたことから、全ての返礼品をお渡しできるだけの御寄附をいただければ、寄附額が1億7,000万円となる見通しであるとの説明があ

りました。さらに、町道の維持管理関連について、委員から、落葉による水路詰まり防止のため、パトロールの強化と清掃に努めるよう要望がありました。次に、議案第71号、令和7年度砥部町とべの館特別会計補正予算第1号は、77万1,000円を追加しています。支出の主なものは、人件費の増加で、特に委員から質疑はありませんでした。次に、議案第72号、令和7年度砥部町下水道事業会計補正予算第4号は、収益的支出を864万1,000円追加し、資本的支出を195万2,000円減額しています。支出の主なものは、人件費を追加するほか、公共下水道事業において、砥部浄化センターの水質改善応急対応のための費用及び企業債の利率上昇による支払利息の増加などです。審査において、委員からは、企業債の利率上昇についてはとの質問に対し、政府資金の借入れにおいて、0.003%が1.2%へ、0.002%が1.1%へ上昇したとの説明がありました。

○議長（東勝一） それではここでちょっと暫時休憩します。

午前10時08分 休憩

午前10時08分 再開

○議長（東勝一） それでは再開します。佐々木総務産業建設常任委員長。

○総務産業建設常任委員長（佐々木隆雄） 先程の、政府資金の借入れについての説明がありましたの後です。申し訳ありません。また、下水道事業について、委員から、今後の下水道事業の在り方についてはとの質問に対し、都市計画区域内の整備完了見込みである、令和11年度又は12年度をめどに検討すること、今後は災害時のリスク分散やコスト面も考慮し、最良の方法を検討したいとの説明がありました。次に、議案第73号、令和7年度砥部町水道事業会計補正予算第3号は、収益的支出を188万7,000円、資本的支出を209万9,000円それぞれ追加しています。支出の主なものは、人件費を追加するほか、支払利息及び元金償還金の増額によるもので、特に委員から質疑はありませんでした。よって、議案第67号及び第71号から第73号までの4議案については、いずれも適正な補正と認められ、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここに御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（東勝一） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 質疑なしと認めます。

討論及び採決は、1件ごとに行います。

議案第67号、令和7年度砥部町一般会計補正予算第6号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第67号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定

することに賛成の方は御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 67 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 68 号、令和 7 年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第 68 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 68 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 69 号、令和 7 年度後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号について、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第 69 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 69 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 70 号、令和 7 年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第 70 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第 70 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 71 号、令和 7 年度砥部町とべの館特別会計補正予算第 1 号について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第 71 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第71号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第72号、令和7年度砥部町下水道事業会計補正予算第4号について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第72号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第72号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第73号、令和7年度砥部町水道事業会計補正予算第3号について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（東勝一） 討論なしと認めます。

議案第73号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

[全員起立]

○議長（東勝一） 全員起立です。御着席ください。

よって、議案第73号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

## 日程第18 議員派遣

○議長（東勝一） 日程第18、議員派遣を議題とします。

お諮りします。団体からの要請等による議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、派遣議員等については、議長に一任を願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定しました。

お諮りします。各委員長より、閉会中の継続調査の申出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（東勝一） 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。以上で本日の議事日程は全て終了しました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いします。古谷町長。

○町長（古谷崇洋） 閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。議員の皆様には、9日間にわたり、連日、終始熱心な御審議を賜り、全議案を御議決いただきましたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。会期中に承りました様々な御提言並びに御指導いただきました内容につきましては、今後の町政運営に反映してまいりたいと考えております。今年2月に町政運営のかじ取り役を務めさせていただくこととなり、町民の皆様の負託に応えるべくまい進してまいりました。来年も、砥部町に新たな芽を育み、さらに発展を続けていく「持続可能なまちづくり」の実現に向け、職員とともに全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様の一層の御支援をよろしくお願い申し上げます。いよいよ今年も残すところ2週間余りとなりました。議員の皆様におかれましては、年の瀬に向かい益々お忙しくなるものと思われませんが、くれぐれも御自愛いただき、健やかに新年を迎えられますよう御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東勝一） 以上をもって令和7年第4回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時18分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長      東                  勝      一

砥部町議会議員      松      崎      浩      司

砥部町議会議員      佐   々   木      隆      雄